

平成22年第4回京丹波町議会定例会（第2号）

平成22年12月 9日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

- 1 番 横 山 勲 君
- 2 番 岩 田 恵 一 君
- 3 番 篠 塚 信太郎 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 森 田 幸 子 君
- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10番 坂 本 美智代 君
- 11番 原 田 寿賀美 君
- 12番 松 村 篤 郎 君
- 13番 北 尾 潤 君
- 14番 小 田 耕 治 君
- 15番 山 田 均 君
- 16番 西 山 和 樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	山森英二君
和知支所長	藤田真君
教育長	朝子照夫君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	中尾達也君
税務課長	一谷寛君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	谷俊明君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上林潤子
書記	石田武史

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番議員・村山良夫君、7番議員・山内武夫君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

12月7日に、議会広報委員会が開催され、広報発行に向け協議をされました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビのビデオカメラによる撮影収録を許可いたしましたので報告しておきます。

本日、竹野小学校6年生から、社会科学習のため、本定例会における一般質問を傍聴したい旨の届け出があり、許可いたしましたのであわせて報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（西山和樹君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に、梅原好範君の発言を許可いたします。

梅原君。

○4番（梅原好範君） おはようございます。

昨年11月に、寺尾町政がスタートしてから1年が経過いたしました。当時、町民の皆様よりは行政再編による閉塞感のもと、多くの不満を訴える声が聞かれましたが、寺尾町長就任以降、まさに言葉どおり住民目線に立った施政方針とその実行、そして示された方向性のもと積極的に職務に当たる職員の姿勢に、町民の皆様からは行政に期待する声が聞こえるよ

うになりました。特に、住民自治組織の立ち上げに携わっている地域の方は、行政の思いやりのある支援、そして町民とともに懸命に取り組む担当職員の姿に、心よりの感謝をしておられます。町長、そして管理職の皆さんには、今、町内各地に生まれようとしている住民と手を携えた行政運営の機運を決して後退させることなく、さらなる情勢に向け努力されますことを期待いたします。

それでは、ただいまより平成22年第4回定例会における一般質問を、先に提出いたしました通告書に従い行います。

まず初めに、救急搬送体制の強化について質問いたします。

この質問は、平成21年第4回定例会におきまして、質問いたしました管内における救急搬送体制の格差是正についての追跡調査として改めてお聞きします。

京丹波町内における消防署・救急隊による救急出動は、本年1月1日より10月20日までの速報値で572件にもものぼり、これは昨年同期と比較いたしまして53件の増加となっております。もちろん、きょう現在では、さらにその数字は増えております。前回の質問時にも申し上げましたように、隣接する南丹市と比較した場合、1本部3出張所に4台の救急隊を持つ南丹市に対し、本町では1出張所に1台のみの配付であり、出動拠点ごとに見た場合、本町における救急出動件数は、園部町の約1.3倍、八木町の1.6倍、美山町の3倍、日吉町と比較しますとその格差は実に3.2倍にもものぼります。さらには、派遣隊員の制約上、消防車両の活動中には救急要請が入りましても救急隊が出隊することができない状態が続いております。現在、医療等審議会において町内の医療機関のあり方などが審議されておりますが、町民の安心安全を確保する上で重要となるのは、いち早く救急現場に急行し、高度な救急処置を施しながら最適の医療施設に搬送する救急搬送体制の整備であり、これは喫緊の課題です。特に、救急搬送拠点より遠隔地となる瑞穂地区、和知地区の皆様は、切実な不安を訴えられており、一日も早い改善策を講じる必要があると考えます。この問題につきましては、先の議会において町長より消防組合副管理者として救急搬送業務を担う組合の業務体制に常に目を配り、指摘の点について積極的に陳情活動を行うとの答弁をいただきましてから1年が経過いたします。以降、業務体制などの改善に向けて実際にどのような対応をされたのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

早朝から、傍聴に来ていただいている皆さん、本当にありがとうございます。

それでは、梅原議員にお答えをいたします。京都中部広域消防組合管内の格差是正につき

ましては、今も議員さんがおっしゃったとおり、私自身組合の副管理者として、常に目を配ってきたところでございます。財政事情を始め多くの課題等から、なかなかすぐに解決できない問題であると考えております。時間は要することと思いますが、住民の安心安全のために消防組合を始め、特に構成市とも一緒に消防組合全体の課題として、今後とも機会あるごとに意見を申し述べていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 次に、本年4月から取り組まれておりますドクターヘリの運用について質問いたします。以前に、新聞記事でドクターヘリの利用実績が当初の予想を上回っているとの報道がありましたが、運用開始より現在までの本町における実搬送件数をお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。本年4月に運用を開始されました11月末日までのドクターヘリの出動回数は、京都中部広域消防組合管内全体では25件、うち実搬送件数は8件となっております。本町内での出動件数は11件、うち実搬送件数は2件でございます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 数字の上から見ましても、ドクターヘリが緊急の重症患者の搬送を前提とするならば、より活動をしやすい状況を整えていく必要があると考えます。重症患者の搬送では、現場から搬送先までに要する時間が重要になると考えますが、町内の発着場は何か所あってどのような基準で、主にどのような場所を選定されているのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。まず、臨時発着場の選定に当たりましては、京丹波町地域防災計画に定める災害対策用ヘリコプター離着陸場15カ所のうち、救急車や応援に駆けつける消防車両の出入り等を考慮した上で、13カ所を京都中部広域消防組合を通じて京都府に報告をいたしております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 発着場に小・中学校のグラウンドなどを設定されておりますが、利用する際には児童や生徒を避難させる必要があり、一定の制限があります。また、グリーンランドみずほのように利用者がある施設においては、緊急の指示が行き届かない可能性があり安全確保に時間を要します。住民の安心と安全の確保こそが行政の行う最大の福祉であると

言われていること、さらに高齢化が進む現状や広域な町の現状からすると、より多くの発着場を指定し、利用しやすい環境づくりに努める必要があると考えます。そのようなことから、一定の面積が確保でき、利用者がある程度限定される集落のグラウンドなどを新たに発着場にする考えはございませんか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 臨時発着場を増やす考えはないかということでございますが、臨時発着場の選定につきましては、電線やその他障害となるものがなく、安全かつ速やかにドクターヘリが離着陸できる環境が必要でございます。当然のことながら、周辺の住民や建物の安全確保等が重要でございます。そして、運用開始、まだ現状、運用開始後7カ月余りでございますので、今後とも消防組合や関係機関と連携を図り、運用の中で必要に応じ検討してまいりますと、このように考えております。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） ドクターヘリは、重症患者の搬送に大変有効であり、歓迎するところですが、その運用に関しましては、まずは救急隊が発生現場に急行し状況の確認と救急処置を施した後、ランデブーポイントまでの搬送をしてドクターヘリに乗せかえる対応となります。そのことから、救急発生時に消防署、救急隊による搬送のみを町民の命綱とする状況が今なお続いており、多忙をきわめる消防署職員の負担が軽減されることはなく、町民の不安解消にはつながっておりません。そのような中で、町民の安心と安全を守る救急搬送体制の強化に向けた考え方を、いま一度改めてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。いずれにしましても、こうしたことを実施していることすら御存じない町民の皆さんもいらっしゃるわけで、その周知徹底を図るということと、適時今申しましたとおり発着場を見出して、安心安全のために努力していきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 続きまして、町内唯一の高等学校として、その維持とともに活性化が求められております須知高校の活性化に向けた町営バス運行の充実について質問いたします。

地元の高校として進学したいが、その通学手段がないために進学をあきらめ遠方の他校を選択する事例を交えて、クラブ活動をする生徒の皆さん、そして保護者の方の大変な御苦勞の解消を第2回定例会において提案いたしましたところ、町長よりクラブ活動に取り組む生徒に対応した町営バス運行に向けて大変前向きな答弁をいただきました。この件につきまし

て、現在どのような検討をされ、具体的にどのような対応をされているのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 須知高校、町内唯一の高校であります。少子高齢化で生徒数が減少し、また高校を選択できる現在では、須知高校を取り巻く環境は大変厳しいところでございます。現行での須知高校前から和知駅行きの最終便は18時3分となっており、遅くまでクラブ活動をされている生徒さんには利用しがたい時間となっております。地元の高校で学業やクラブ活動に全力で取り組んでいただくには、その環境を整えることも重要でございます。一層教育の振興を推進するため、須知高校生のバス利用に前向きに対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 以前に、この問題を含めいろいろと広く交通問題について検討される交通懇話会が10月に会議すると聞いておりましたが、実際にはいつごろをめどに開催されるのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細は担当課からまた答弁させますが、現在報告を受けているのでは、ようやく座長が選ばれたというところまで報告を受けております。残余は担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの梅原議員の御質問でございますけれども、懇話会の関係につきましては、当初10月からということで準備を進めてまいっておりましたけれども、組織の構成員を選考する中で、なかなか学識経験者の方の選考が進まなかったということがございまして、今日まで開催が延びております。最終的に、学識経験者であります大学の先生にもお願いをしまして、調整をさせていただいておったわけですが、ちょっとここにきまして、大変お忙しいというような状況もございまして、改めて選任をただいま京都府とも調整をさせていただいておるところでございまして、開催につきましては1月にずれ込もうかというようなところで、現在調整を進めております。以上です。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） さらに、今回は通学費用に関してお尋ねいたします。

現在、和知から須知高校までの通学には町営バスを利用されておりますが、学割定期を購入いたしますと和知から須高前まで1カ月1万4,400円。3カ月4万2,040円、6

カ月では7万7,760円の費用が必要です。一方、さらに遠方の園部町内の通学にJRを利用した場合は、和知駅から園部駅まで1カ月7,190円、3カ月2万490円、6カ月3万8,830円となります。1カ月1万4,400円に対して7,190円。3カ月4万2,040円に対して2万490円。6カ月では7万7,760円に対して3万8,830円とそれぞれ倍近い料金差が生じております。現在の料金設定では、町内の高校に通うよりも町外の高校に通うほうが経済的負担が少なくて済むため、須知高校への進学率にも影響していると考えます。また、現在通学している生徒の保護者からも、負担軽減を求める声を多くの皆様より聞いております。もちろん、これは町営バス、片やJRの輸送効率、乗車率にも起因するものと推測されますが、交通手段を選択する余地のないこと、そして保護者による送迎が困難な事情を考えますと、余りにも大きな負担の格差です。この現状を踏まえ、町内唯一の高校である須知高校への進学率向上と保護者の負担軽減を目指した町営バスの料金軽減についての考え方をお聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、御指摘のことを踏まえまして、そういうことも交通懇話会で諮ってまいりたいと考えております。須知高校生だけを対象とした定期券費用の軽減措置については公平な運賃の負担の観点からも考えておりません。現行の定期券の計算方法にやや実態にそぐわないところがあるというふうに認識しまして改善する方向で、このことについては見直しを進めているところでございます。なお、現在の利用者数は日によってまちまちでございしますが、和知地域から4、5名、下山駅から4、5名となっております。卵が先か鶏が先かということがございますので、十分今御指摘いただいたことを念頭に諮問していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 今ごろの季節になりますと、日没時間が早まりクラブ活動を終えた生徒の帰宅時間には周りが真っ暗となります。また、下山バイパスの開通に伴い国道27号を走行する車が少なくなり人通りも減ったことで、万が一事故が起きても気づかれない恐れがある現状です。そのような中を、須高の生徒たちは下山駅に向けて懸命に通学されており、この大変危険な現状については須知高校のPTA会長さん、和知中学校のPTA会長さんが口をそろえて大変な心配をされております。どちらの問題も、現在通学している生徒を基本に考えると、長期間にわたり検討するのでは間に合いません。須知高校の活性化を考えるのであれば、早急に検討結果をまとめて準備を進めていくべきと考えます。いつをめぐりに検討されるのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、通学の足については、できるだけ早く取りまとめたというふうに考えております。

なお、今梅原議員がいろいろ御質問という形で御提言もいただいておりますので、少しお話しさせてもらいますと、昨日のことなんですが、現職の校長先生含む職員の皆さん、そしてPTA役員の皆さん、同窓会役員の皆さん、私ども教育長を含む理事者、案内を受けましてこうした須知高校についての今後の振興策について、協議を第1回目始めさせてもらったところでございます。一生懸命、最初申しましたとおり、京丹波町内唯一の高等学校でございます。この高校の振興のために全力をつくしたいというふうに考えていることを申し添えておきます。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 続きまして、先般実施されました町長と語るつどいについて質問いたします。町長は9月より11月の3カ月間をかけて、町内24会場で町長と語るつどいを開催されました。その内容や取り組みにはこれまでにない新しいものが感じられ、担当課による工夫が随所に感じ取れるものでした。町長と語るつどいを終えられての感想をお聞かせください。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これまでの行政報告や説明を主体とした町政懇談会のあり方を一新させてもらったつもりでおります。名称等も新たに取り組みました町長と語るつどいは、広く地域の皆様の御意見を聞く場としてひざを交えて話し合う対話を掲げ、土曜日開催も含め町内24会場で開催させていただきました。開催に当たりましては、事前に各区長様へアンケートを実施し、懇談会開催単位や懇談内容の希望などの御意見も聞かせていただき、分析調査した上で、開催方法や内容について検討・工夫し、実施させていただいたところでございます。町長と語るつどいには総数814人、前年度比で1.65倍の方に参加いただき、実施しましたアンケート結果からも、つどい・全体あるいは資料に関しまして8割の方が満足いただいたと分析いたしております。また、私自身も町民の皆さんの思いや考え方を多く聞かせていただくことができまして、大変有意義な時間を町民の皆さんと共有できたというふうに喜んでおります。しかし、懇談時間の充実やその進行方法あるいは開催時期や会場数など、今後におきましても十分な検討が必要と考えておりますので、本町行政の推進に当たりまして、その説明責任を果たしつつ、広く地域の皆様の御意見を聞く機会を持つことが極めて重要であるとの認識のもと、さらなる公聴システムの充実を図ってまいりたいと考えてお

ります。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） つどいでは、地域に特化した内容として多くの要望や意見が出されていると思いますが、その対応方法並びに分析結果をどのように出され、そして行政運営に生かさせていくのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いただきました御意見や御要望、あるいは提言につきましては、報告書をもとに内容を精査し、項目別とあるいは短期・中期・長期的なものとして仕分けを行っております。また、長期要望や提言などにつきましては、町内における各種計画・指針、あるいは長期ビジョンなどの策定時に反映したいと考えております。なお、懇談会の席上、後ほど詳細を調査し回答します。などの返答をさせていただいた案件につきましては、既に担当に伝達し対応をさせていただいておりますが、分類あるいは整理後順次対応させていただいている部分もございます。そのほか、つどい全体にかかりまして主なものなどについては、広報12月号で内容を公表する準備をいたしております。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） その場で前向きな回答をされました内容、また内容を調査して後日回答する旨を答えられました件につきましても、実現に向け善処されますことを期待いたします。

最後に、地域活性化について質問いたします。以前より先進的に取り組まれております瑞穂地域の各振興会活動に倣い、和知地区においては北部振興会に続いて和知西部元気づくり委員会、そして上和知中部村おこし委員会が地域を思いやる皆様により立ち上げられ、活発な地域活動が創出されております。その過程において、地域支援室を中心に各支所に配置された地域支援担当が大きな役割を果たした事実は、かかわった町民のだれもが認めるところでございます。地域支援に関する今日までの総括と、今後の方向性についてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域支援とは、地域の皆様とともに元気な地域をつくることであるというふうに考えております。そのために、地域課題を共有し解決に向けて、ともに行動する取り組みだというふうに認識いたしております。今年度、4月1日から企画政策課に地域支援室と和知・瑞穂両支所に地域支援担当を設置いたしまして、それぞれ2名の担当職員を配属し、熱く優しく誠実をスローガンとした地域支援事業の各種メニューを推進しているところ

るでございます。今日まで8カ月の間の取り組みといたしましては、合併後初となる京丹波町区長会全体会を開催し、町内85区の区長様に一同に介していただき、施政方針や主要事業、予算を説明する機会がもてました。その区長会のあり方についても、今年度より3地区からそれぞれ3名の理事様による京丹波町区長会理事会を創設し、町への政策提言や御意見をいただく実効的な組織として機能強化をいただきました。さらに、地域支援担当が各区長様とじかに面談させていただき、地域の課題や取り組みを伺い、それらを集約した地域データ集の作成に向けても取り組んでいるなど、総括的・個別的の両面から地域と行政の連携強化を図っております。現在、協働のまちづくりを進めるため、地域住民組織の育成も進展中で、包括的交付金制度の活用と各組織の会合に地域支援担当が参画するなど、物心両面の支援体制を構築しているところでございます。地域支援の取り組みは始まったばかりであり、次世代につなぐ新しい地域づくりの仕組みを構築するため、今後も地域の皆様と同様の愛着や誇り、あるいは情熱をもって地域おこしや活性化のための各種事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 住民自治組織によるまちづくりについては、集落により取り組みに温度差があり、議論が進められていない現状から不安を感じる面もあります。これまでの実績を踏まえ、支援体制のあり方、そして今後の目指す将来像についてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 少子高齢化が進み、一集落による地域活動が困難となっている区も現実でございます。あるいは、将来的な地域活動に対する不安や課題もある中で、今後充実した地域づくり、ある種集落づくりとも申し上げることができると思うんですが、面接や地縁のつながりがある広域的な範囲を基盤とした地域づくりの体制づくりが現状は求められているというふうに考えております。その新たな地域づくりの基盤となるのが、住民自治組織でございます。このことから、本町では京丹波町住民自治組織によるまちづくり基本指針を策定し、平成20年3月でございますが、取り組んでおります。既存の区や団体の支援とあわせ、組織の設立強化に向けて取り組んでまいります。昨年度までは、瑞穂地区では桧山、梅田・三ノ宮・質美、また和知地区では北部合わせて五つの地域振興会が組織されておりましたが、本年6月には和知地区において地域支援担当も参加させていただき、検討会やグループワークを重ねる中で、上和知中部村おこし委員会6集落でございます。また、和知西部元気づくり委員会5集落でございますが、設立をされまして、それぞれ収穫祭や運動会が開催されたところでございます。さらに、丹波地区においても一地域ですが組織設立の機運が醸

成されつつあると伺っております。瑞穂・和知地区の既存の地域振興会においても、規約の改正や新たな将来ビジョンづくりに取り組まれるなど、組織の機能拡充強化へ向けて取り組まれております。これらは、住民協働の主体となる組織育成の第一歩であると考えますし、今後も本町地域支援担当を中心とした側面支援的な取り組みを展開し、住民自治組織によるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） 冒頭にも申し上げましたように、住民と手を携えた行政運営が見え始めております。それは、ケーブルテレビの自主放送番組を通して届けられます地域のイベントに携わる住民の皆様の、画面からこぼれるような笑顔からも感じ取れます。今こそ、住民目線の姿勢を後退させることなく、町民との対話をさらに大切に、町政のかじ取りをされますことへの期待を申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これで、梅原好範君の一般質問を終わります。

次に、横山 勲君の発言を許可いたします。

横山君。

○1番（横山 勲君） 1番、横山 勲でございます。

皆さん、改めまして、おはようございます。

早速ではありますが、平成22年第4回の京丹波町議会定例会におきます一般質問を、先に提出いたしました通告書に基づきましてお尋ねをしていきます。

まず最初に、寺尾町長を始め副町長また幹部職員の皆様におかれましては、今もお話がありましたように9月の13日から以降、約2カ月間にわたります24カ所もの会場で、町長と語るつどいを開催されまして精力的にお取り組みをいただきましたことにつきまして、まず最初に敬意を表したいというふうに思います。御苦勞さまでございました。これら語るつどいの中で、意見などを今後の施策に反映をいただきますことをもお願いを申し上げまして、質問に入ります。

それでは、最初に町長に、来年度の予算編成の基本方針並びに重点施策、町長公約につきましてお尋ねをいたします。平成22年もあと20日余りで第4四半期も終わり、新しい年度への予算編成を迎える時期となってまいりました。本年度の22年度予算は、寺尾町政にとって、初の予算編成であったわけではありますが、就任直後ということもあり思い切った独自色が反映がされたとは言いがたく、厳しい財政状況を受けて前町政に引き続き財政健全化を最優先とした町の総合計画に基づく事業計画の実施を重視した予算であったと思います。私は、予算は金額をもって町政を集中的に表現するものであります。反映をされますべきも

のは、その予算が基本構想や基本計画に合致し、その上で町長の選挙公約を具体的にどのように盛り込んでいかれるのか、また21年度の決算審査でもお尋ねいたしました。決算は町の発展や活性化にどのような成果があったのか、またどのような課題が明確になったのかなど検証の上で、23年度予算にこれをどのように反映をしていくのか、さらにまたそれぞれの地域的な不均衡なものはなかったのかなどなど、さまざまな角度から検討されて、そして熟慮した予算編成が非常に大切であります。町長は、12月7日の定例会の行政報告の中で、23年度予算方針について、財政の健全化の継承推進と町民の目線に立った優しさとぬくもりのあるまちづくりを柱として取り組むと先日述べられました。再度、23年度の予算編成の基本方針と重点施策、また町長の公約の実施について、どのようにお考えになっておりますのか、まず最初にお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、23年度予算編成の基本方針でございますが、行政報告で申し上げましたが、基礎的自治体の使命であります住民福祉の向上を図るために、私の公約であります安心・活力・愛のあるまちづくりに向けた諸施策にさらに推進し、住民満足度の向上を図ることといたしております。また一方、将来を見据えた長期的視野のもと、安心かつ安定したまちづくりに積極的に取り組むために財政健全化のさらなる推進と、さらに町民目線に立った優しさとぬくもりのあるまちづくりを柱とした行財政運営に取り組むことといたしております。重点施策といたしましては、ひとり暮らし高齢者の増加等を踏まえ、地域での見守りや地域包括ケア体制の確立とあわせ、生活交通確保対策に積極的に取り組むほか、有害鳥獣対策や京都縦貫自動車道の建設促進及び、町活性化の拠点施設としての丹波パーキングの整備、さらには畑川ダムの事業推進にあわせた企業誘致を推進してまいります。また、一層の子育て環境の整備とともに、23年度に開催されます国民文化祭を初めとする伝統文化芸術振興施策にも積極的に取り組むことといたしております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 例年ですと、既に国の予算編成方針や地方交付税あるいはまた国庫補助金などの見通しが発表されております時期だと思います。あわせて、そろそろ地方財政計画も顔を出しておるころだっというふう思うわけでございますが、ことは、国会の衆参ねじれ現象だとか、あるいは蓮舫さん非常に頑張っておられます事業仕分けや補正予算を初めとして、これらの審議の国のおくれから予算編成作業が余り進んでないのではないかと、このように思うわけでございますが。しかしながら、そうは言いましても、今も申し上げましたように、予算編成の最中であると思ひますし、そうした意味では、ある程度の内容は把

握されて、そして予測がされておるのではないかというふうに思うわけでございます。また、そうでありませんと、予算編成はできないわけでありますので、その辺のところをどのようにお考えになっておりますのかお尋ねをいたします。

今も申し上げておりますように、庁内では予算編成の真っ最中であるだろうというふうに思います。通常はそれぞれの各課から出ております要求額は、町の財政規模額を恐らく上回っておるだろうと、このように思うわけでございますが、各課からの積み上げられました予算要求額というのは幾らぐらいであったのかお尋ねをいたします。限られた財源の中で、各課との予算査定・調整の中で、何を削り何を認めるのか、このことも非常に必要であるというふうに私は思いますが、最も必要なのは将来を見据えて何を育てていきたい、何を育てていかなければいけない、その施策も非常に大切と思います。寺尾町長、2期目のまさに本番の、本格的な町長公約実現の予算であります。その公約をいわゆる金額でどう実行するのかが問われるのは、予算であります。重ねて基本的小お考えについてお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 仰せのとおり、国政は非常に先行きが不透明な状態でございます。現時点で把握できる内容につきまして情報収集を積極的に行いまして、新年度予算への影響を今注視しているという現状でございます。特に、本町の主管財源でございます地方交付税の動向については、国の平成23年度予算に係る概算要求の概要により、現時点では推計せざるを得ない状況でもございます。いずれにいたしましても、今後年末年始にわたり、国により策定されます地方財政計画に基づきまして、最終的な収支見込みを立てていくことと考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） ただいまお尋ねいたしました中で、とりわけ各課からの予算要求額が幾らであったのか、あるいはまた将来を見据えて育てていきたい、いかなければならない事業はどういうものがあるのか、この辺について再度答弁を求めます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 各課から要求が出ます、確かに。そのことは余り常日ごろ、国のような行財政の取り組みとまた違いまして、日々検討していますので、大きく差があるということではございません。今横山議員がおっしゃっている意味で言いますと、私のほうから町民の足を確保したいということでの予算が内々に組まれます。あるいは、子育て支援ですと、今までと違ってゼロ歳児、乳児からぜひお預かりしたいというような話をします。あるいは、法律に基づいての介護じゃなく、介護に至るまでの予防に力を入れたいとかいうようなこと

を担当課に示しております。そのことは、まだ予算、金額ベースではつかんでおりませんが、多分平成23年度4月から実施されることとなると思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 21年度の単年度の決算数値を見ますと、実質公債費比率は、合併以来財政の健全化に対する取り組みが成果をあらわし始めておりました、17.06%と大幅に改善をいたしておりました、行財政改革の目標年度の24年度を待たずに18%以下の目標が達成ができます環境が整いつつある現状と認識をいたしておりますが、今日の経済の実態を考えますときに、自主財源であります町民税の伸びは余り期待できないというふうに思います。あわせて評価替えに伴いまして、固定資産税なども減少傾向にあります。さらに、交付税やとか国庫支出金もこれもまた期待をしますのには無理があると思います。依然として厳しい財政運営が続くということを考えますときに、企業誘致などの施策に加え、税や使用料や利用料、これらの滞納金の回収も、非常に自主財源の確保から大切なものと私は考えます。町長は公約の中でも企業誘致につきまして、誘致の推進と雇用の場の確保を挙げられておりますが、これらの企業誘致施策、あるいは滞納金の回収対策について、どのようにお考えになっておりますのか所信についてお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 御指摘のとおりでございます。自主財源の伸び、それほど期待できないと思います。また、依存財源についても非常に不安定な部分がございます。そうしたことで御指摘のとおり滞納等についての回収、12月7日、管理職会議でも年末に向かってですね、回収をしようということで、全管理職一丸となってそのことに取り組むことといたしております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） そのとおりというお話でございましたんですが、一つ期待をいたしますとともに、企業誘致のことにつきまして、今一言お願いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません。失礼しました。企業誘致については、須高の懇談会でもあったんですが、働く場がないと何ぼ教育してもよそへ出ていくというような御指摘もありました。とにかく、まず第一に考えているのは、大企業は無理だろうけれど中小企業の人手のいる企業にぜひ来てもらおうと。そのことを畑川ダムの取水が可能となる平成24年度以降の25年度4月1日に向けて、来年くらいからは本格的に企業誘致をして雇用の場を確保し

たいと、そんな強い思いでおります。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） ぜひ、期待を申し上げますので、よろしく願いを申し上げておきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

合併特例債の発行額と行政改革実施計画の見直しにつきましてお尋ねをいたします。合併のあめ玉と言われました合併特例債、これは私は将来の交付税の先食いではないかとも思いますが、合併協議で示されました特例債の発行限度額は88億7,000万円だっというふうに記憶をいたしております。確かに、特例債の活用は、短期的には地域経済の活性化に大きな起爆剤になるものというふうに思います。しかし、特例債は充当率が95%で、その元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需用額に算入がされることとなっております。それはまた言いかえますと、5億円のお金があれば100億円の事業ができるわけでありまして、しかしながら、先ほども申し上げましたように、一方では借金を後世に送るものでありますので、慎重にあるいはまた、本町は過疎地域の指定も受けております。そんなふうなこの関係からも含めて慎重に検討しなければならないというふうに思うわけでございますが、合併協議で示されました発行額はそのうちの60%の53億円の計画であったと記憶をいたしておりますが、これらの発行額とこの活用、これらの計画につきまして、見直しの検討がされておるのか、まず最初にお尋ねをいたします。

また、平成20年から24年の間の5カ年間で、次世代への基盤をつくるための非常に大切な期間として行政改革実施計画を定め、3カ年を経過しようとしております。実施計画では、これら数値目標を含め定期的に行政改革推進委員会への報告と結果により計画の必要な見直しをするとも定めておりますが、これらの内容と見直しについてあわせお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 合併特例債の発行予定額につきまして、活用を検討しておりました瑞穂地区保育所建設事業や、小学校の統合事業などの大型事業が、国の経済対策による交付金の活用により大半が対応できたこと、あるいはその他の発行債についても、充当率及び交付税算入率が合併特例債よりもさらに有利な過疎対策事業債を最優先に現在選定いたしております。したがって、現時点における発行予定額は平成18年度から27年度までの期間において、基金造成で約16億円。一般事業分で約6億円の総額約22億円程度を見込んでおるところでございます。現在の行政改革実施計画につきましては、大綱で定めた期間同様

に、平成20年度から平成24年度までの5年間の計画策定といたしております。つきましては、実施計画そのものの見直しは、一定目標設定しております平成24年度の目標達成結果に基づき、必要に応じて検討をしていくことと考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 特例債を活用して地域振興基金への積み立てのことについてもお尋ねをする予定がございましたが、今も御答弁いただきましたように16億円、当初は16億2,000万円やったというふうに思うんですが、積み上げていただける計画をいただいているようでございますので。しかしながら、また常にこの庁舎の改築についての必要性が指摘されておりました。町長は任期中は庁舎の改築については考えないと、こんな御答弁もいただいておりますが、合併特例債の期間中にこの庁舎等について改築を計画されるのかされないのか、お尋ねを1点していきたいと思えます。さらに、行政改革推進計画、実施計画につきまして、これはことしの第1回の定例会でも私お尋ねした覚えをしておるわけでございますが、実施計画に基づきます目標数値だとか、あるいは達成数値などの改革実行プランを現在作成中だと、御答弁がありましたわけです。そして、そのプランに21年度決算数値も入れて、整理をしてお示しをしたいということで御答弁を实はいただいております。御答弁をいただいておりますのが、先ほども申し上げましたように後もう二十日ほどで23年を迎えるわけでございますが、いつお示しがいただけるのかお尋ねをしたいことが一つと、あわせて行政改革推進委員会の検討内容についてもお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それじゃ、お答えいたします。基金の造成でございますが、現時点では、当初計画どおり造成限度額を、今議員さんおっしゃったように16億2,000万円を積み立てることといたしております。これに係る合併特例債の発行見込額につきましては、充当率95%相当額の15億3,900万円を予定いたしております。その上で、改革実行プランにつきましては、このほどようやく原案作成ができて、町内部、まだ管理職に配付したところでございます。今後におきましては、当時の委員会委員の皆様にご報告し、また個々に御意見をいただく中で、最終的には関係機関に報告し、公表方法についてもあわせ検討してまいりたいと考えております。また、委員会の開催につきましては、大綱の見直しや実施計画の大幅な見直しの必要が生じた場合によりまして、新たな委員会の設置等も含めまして調整させていただきたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 今も申し上げましたように、本年の第1回の定例会でお尋ねをしまし

たときにも回答を21年度数値を入れてすぐに出すというような答弁があったというふうに思いますので、一つ早急に出していただくとあわせて行政改革推進委員会への検討をよろしくお願いを申し上げ、次の質問に入ります。

次に、3点目として、職員の地域担当制と職場からの提案制度についてお尋ねをいたします。町長は選挙公約の中で、地域担当職員を配置し、行政が積極的に住民の中に入り、ともにまちづくりを考えるシステムをつくりたいと述べられておりました。現在、企画政策課の中に地域支援室を設置され、またそれぞれの支所にも担当者を配置され、先ほどの梅原議員の質問に対する答弁の中でも、協働のまちづくりに向けて推進がされておりますことに、まず敬意を表しておきます。

しかしながら、私は先の一般質問でもお尋ねした経過がありますが、私が求めております地域担当制は職員一人一人が地域住民と一体となり、それぞれの地域のあるべき姿や、また地域でできる取り組みを提案をし、地域からのさまざまな要望の取りまとめとともに地域の事業にも積極的に参加をし、町と住民を結びつけるサポート役として広域化した本町の住民自治を推進する地域担当制が今求められているのではないかと、私は考えておりますが、町長の所信についてお尋ねします。

また、職場からの提案制度であります。日本の企業が目覚ましい発展を挙げました一つの大きな要因に、自分たちの職場の改善について提案制度を設け、問題意識と改革の精神を日常業務の中に浸透させる運動が展開され、その後これらの取り組みが自分たちで職場を超え、企業全体の方針、経営戦略に反映され、実行されましたことも大きな要因であると言われております。行財政改革は最小の経費で最大の行政効果を上げ、経費と行政効果の視点を持ちながら日々の職務を遂行し、施策のあり方を求めていくことであると私は理解をしております。本町におきまして、それぞれの職場に活力を持たせるとともに、町政全般について建設的な提案・改革を職員に求め、施策に反映をすべきと考えますがあわせ町長の所信をお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。本年4月から企画政策課内に地域支援室を設けまして、各支所に地域支援担当職員を配置したところでございます。限られた職員数でございますので、全地域を網羅することはなかなか困難な状況でございます。できるだけ各地域に出向きまして、区長様と一緒にその地域の課題等について協議を行い、課題解決に向け支援を行っているところでございます。議員さん御指摘のとおり、地域支援室の係のものだけではなく、職員一丸となって地域に入っていきたいと、そんな気持ちでおります。した

がしまして、現時点では職員の地域担当制の導入は考えておりませんので、御理解をまずいただきますようお願いいたします。

次に、職員の提案制度についてでございますが、各種事務事業に対する改善、意見等を提案できる機会を与えまして、これにより職員の多彩な発想を引き出し、自主性や資質の向上を図ることができる制度として、各自治体でも設けられているところでございます。本町では、提案制度自体は設けておりませんが、今後も引き続き職員の意識改革と職員研修により、町政に反映できる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 現在、農協いわゆるJAでございますが、毎月の土曜日を基準日として組合員のお宅を訪問されて、そしていろいろ農協の事情を、あるいは運営に関する意見を聞いて、それを事業に生かす取り組みをされておるわけでございますが、お聞きしますとJA職員大体一人50件くらいの訪問であるようでございます。本町の世帯数を見ますとおよそ6,460世帯でありますので、合わせて一般職員が210名程度であります。ちょっと割ってみますと一人担当いたします世帯数が一人当たり職員にしますと31世帯ぐらいではないだろうかというふうに思うわけでございますが、そんなに私は大きな負担にはならないと、こんなふうに思うところでございます。あわせ、町長の所信をお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 御提案のことを、また参考にはさせていただきますが、先に答えるとして現状ではまず考えておりません。各地域支援担当のものを中心に、全職員が地域に溶け込むということは必要だという認識であります。まず、あいさつで私が申し上げていることは、町職員がまず汗をかく、それを見ていただいて区長さん、その他地域の方に協力をいただくという姿が一番あるべき姿だというあいさつをしております。これは、職員向けにあいさつをしているということで、御理解をいただけたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 4点目として、これは22年度の事業で予算化されておりますが、人事評価制度と町民憲章などの策定についてお尋ねをいたします。

町長は22年度施策の中で、職員が常に問題意識と目標達成に向けた意志力を持ちながら住民満足度の向上を目指し日々切磋琢磨していく姿勢や、公正公平で適正、親切丁寧な対応に心がけるなど、人に優しくぬくもりを町民に感じていただける庁内風土の仕組みを構築するとして、人事評価制度の導入を表明され、先の町長と語るつどいにも説明がされております。また、本町が合併して5周年を迎えるに当たり、町の指針となる町民憲章や町のシンボ

ルとなります町の花、木、鳥などを策定し、町の一体感や連帯感を醸成し確保し、町民の皆さんがふるさと京丹波町への愛着と誇りを持てるまちづくりを進めると述べられ、双方で予算130万円余りが計上されておりますが、既に5周年の月日は過ぎ去り、あと二十日程度でこれも23年の新春を迎えようとしておりますが、現在の状況と今後の計画につきまして、お尋ねをいたします。あわせて、これは内容によっては条例の制定・改定も必要ではないかと思っておりますが、あわせてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町で導入を予定しています人事評価制度は、平成22年度から平成23年度までを試行実施期間として、平成24年度において制度の本格実施を目指しているところでございます。本年度は、能力評価を行政職給料表の適用を受ける係長級以上の職員を対象として実施し、次年度以降は能力評価の対象職員を拡大するとともに、業績評価を試行実施する予定といたしております。なお、本年9月に人事評価制度実施要項、平成22年度能力評価試行版を策定し、今月初めから評価を開始したところでございます。

次に、町民憲章の状況でございますが、今年度において、町民一人一人が京丹波町への誇りと愛着をもってまちづくりを進めるために、町民憲章、あるいは町のシンボルとする花、木、鳥について定めることといたしております。現在、シンボル等の選定委員会設置に向けて調整をいたしておりますが、今後は制定委員会により内容等を定めた上で、公募等により年度内の制定に向け準備を進めてまいる所存でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 人事評価制度っていうのは、何を基準に評価するのか、極めて難しい問題点もあります。あれは確か私は埼玉県であったというふうに思うわけでございますが、仕事をしない、仕事ができない職員への統一的な対応が制度化され、自主退職を勧めるほか強制的に退職させる免職や降格などの処分を行おうとする厳しい方針も示されました。私は、人事評価制度というのは、環境の変化に柔軟に対応する人材の育成であり、職員の能力や態度を客観的に多面的に評価、分析的に評定し、昇給・降格・賞与などの公正な処遇と、京丹波町の職員たる人材育成、個人の生きがい及び能力開発であると考えておりまして、18年の一般質問でも取り上げ、私が作成しました人事評価制度を、あるいはまた職場のマナーについての資料をも提出をさせていただきましたが、今回いろいろ御検討いただいております。さらなる評価制度の充実を求めて、次の質問に入ります。

次に、5点目として、京丹波町定員適正化計画についてお尋ねをいたします。本町では18年12月に第1次の定員適正化計画を策定し、その後改正し、本年の4月1日までに28

5名とする計画で今日を迎えております。本年度の職員数は286名でありますので、まずは計画が達成されておりますことに感謝いたしますとともに、身を切る思いで退職された職員の方々に敬意を表します。しかしながら、本町では20年に行政改革を積極的に推進をする指針を策定をし、適正な定員管理を着実に実施することにより人件費のさらなる抑制を図ることも盛り込んでおります。私はこれは、定員適正化計画がことし22年4月1日までを期限としておりましたことから、先の第1回の定例会でお尋ねしました折、現在作成中であると御答弁をいただきましたが、計画の概要、策定の内容と時期について再度お尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、横山議員から本年3月に御質問をいただいております。そして、答弁をいたしました。本計画は、職員数について計画的に運営していくための目標値となるものでございますので、第1次計画をもとに平成26年度までの計画を、本年度中には策定できるように、現在目標値となる職員数等につきまして調整いたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 今、26年度中というお話でございます。26年となりますと、ごめんなさい。本年度中に作成ということでございます。本年度中に作成といいますと4月の、ことしの4月の1日でそれらの計画が切れとるわけでございますので、余りにも少し遅いなと、この計画そのものも。一つできるだけ計画だとか考え方については、早くしていただきますことをお願いを申し上げます。そんなことで、先にも述べましたが、定員適正化の計画というのは、私は職員の減員による人件費の抑制を図りますことが大きな目的ではありますが、片方では、優秀な人材や特殊技術者などの職員というのは、これは町の財産でありますので、先日の12月の7日の議会の変更契約がありましたときの議案審議の中でもそのことについては、私からも十分申し述べましたわけではありますが、優秀な人材に特化をした集約をした組織体制ということをするのが、私は極めて重要なことであると思います。一方、長年の経験や豊富な知識をお持ちの職員の方々が、合併の後はずっと55歳を管理職の定年ということにされておりますことに伴い、退職をされております実態があります。これは、町の大きな、私は人材の損失になっておると、そのように考えております。そうした、今申し上げておりますように、これが事実であります、これら管理職の55歳の現行をしいておられます定年制を、見直されるお考えがないのかお尋ねをいたします。

あわせて、適正化計画は、また一方では、複雑で多様化しております行政の課題に対し、

迅速に対応するために事務量に応じた適正な人員配置、これらも大きな目的であるというふうに思いますが、現実には必ずしも即してないのではないかと。本当に、夜遅くまで電気がついておる部分、部署、あるいは5時そこそこですぱっと切れておる部署、いろいろあるわけですが、そうした意味・部分も含めて、本当に事務量に応じた適正な人員配置ができておるのかなど。こんなふうなことを、そういうことをもいわゆる実態に必ずしも即してないと思われ事実もあるのではないかと、こんなふうに思いますが、あわせお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、現行55歳、管理職をされた方の自主的な勧奨退職というのか、そういう制度があります。これについては、見直していきたいというふうにまず考えております。その後、人事評価については、いろんなどこ出向きますと、こうしたいい人材がいるよ、こうしたいい人やでという話をよく聞きますので、そういう人たちの評価がきちっとできるような町民目線での評価が、職員の評価につながるようにぜひ活用していきたいという思いでおります。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 今、55歳管理職定年については見直してきたいというお話を聞かせていただきました。具体的にいつごろから見直される考え方があるのか、あるいは、最後に、後申し上げました、いわゆる事務量に応じた適正な人事配置の考え方について、再度お答えいただきますよう願います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと、詳細について担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 役職定年の件でございますけれども、これにつきましては、これまでからたびたび議会等でも御意見等賜っておりました関係もございまして、本年22年度から実施をさせていただくということでございます。現行55歳ということでございますが、58歳まで当面延長させていただくことにさせていただいたところでございます。

それから、事務量に応じました適正な人員配置という点でございますが、これにつきましては、常々目を配っておるというところでございますが、一時的な事務量の増加というのでも交付金等の関係もございまして、そういったものもございまして、また、さらには、異動希望調書というものを、本年22年の1月から制度化をいたしまして、そうした取り組みもさせていただいておるところでございます。また、あわせまして先ほど町長からございましたよ

うな人事評価というふうなこともあわせて、今後適正な配置に一層努めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） それでは、最後の質問に移ります。

グリーンハイツの下水道処理についてお尋ねをいたします。グリーンハイツの下水道は下山の特定環境保全公共下水道と統合され、昨年4月より供用が始まっておりますが、大雨の折などは雨水が入るためなのか、菅農橋付近では道路に設置の汚水のマンホールより汚水があふれ出すのを始めとして、住宅の開所マスからも雨水が逆流し噴き出すという大変な事故が実は発生をいたしております。町では、あふれた場合の緊急対策として、これは住民の要望もあったわけでございますが、個人の資産であります庭やとか塀に穴をあけ、塩ビパイプで側溝に汚水を流す対策が取られております。また、下水道管に監視カメラも設置されております。また、この10月に雨が降りました折にも、配水管の汚水量が増えたためなのかわかりませんが、道路に設置がされてます2カ所のマンホールのふたがあげられまして、いわゆる逆流防止と監視が三日から四日間ぐらい続けられておりました。通行の障害はもちろんのこと、汚水のおいが付近にただよい、極めて不衛生そのものでありました。先の9月議会の本会議においてもお尋ねいたしました折、状況の認識は十分していると。中期・長期の対策を検討したいとの答弁でありましたが、対策は緊急性が求められております。対策の内容についてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状を申しわけなく思っているところです。その上での答えをしてみたいと思います。グリーンハイツ下水処理の懸案につきましては、今もございましたとおり、現在短期的対策といたしましては、宅内への下水逆流阻止対策を実施し、またマンホール内の水位が上昇した場合、職員が素早く現地対応とれるよう携帯電話に異常を知らせる通報装置を設置したところでまずございます。今後は、根本的に下水の流出をなくする対策を進めてまいりますが、団地内において広範囲から雨水が侵入していることが想定されることから、順次中期的・長期的に対策をとっていく計画でございます。なお、中期的な対策といたしましては、地元の御理解をいただき雨天時に下水量を分配するために、旧の下水処理施設に一時貯留を行う雨水一時貯留対策を計画いたしております。これに続きまして、団地内において雨水の侵入箇所の特定期間調査を行い、改善の工事を実施していく計画でございます。改修箇所が広範囲にわたることが十分想定され、また供用中の下水道管改修工事となることから、施工方法等十分な検証時間が必要となりますので、これを長期的な対策として実

施していく予定だと申し上げているところでございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 今も申し上げましたように、付近からの住民の緊急避難的な要望により、個人の資産の庭や壁に塀に穴を開けて塩ビパイプでずっと町道の側溝へ流す対策がとられております。この現実を今も町長ありましたが、どう理解をされておられるのかお尋ねいたしますとともに、この措置はせめて汚水が家の中に入らないための極めて緊急性の高い対策であります。また、吹き出した汚水を町道の側溝に流すという対策というのは、これは正常な対策であるというふうには私は考えませんが、どのようにお考えになっておられるのかお伺いします。ただいまお聞きしましたところ、もとのグリーンハイツ浄化槽を利用し、閉鎖した浄化槽に一たん雨水を含めた汚水をためるというお話でございましたが、これは下水道の移管に伴いまして、グリーンハイツ区で確か浄化槽の清掃工事を町やら府の指導で行われて、確か1,700万円の負担をグリーンハイツ区がされて閉鎖をしたと。こういうふうに記憶しておりますが、そうした施設を再度利用することについては理解ができませんので、あわせてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません。担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） ただいまの件でございますけれども、旧処理施設については、公共下水道への接続時に緊急対策用として利用していくこととなっておりますけれども、浄化槽ということで、その廃止は手続を要するというので、槽内の汚泥を全量引き抜く清掃をグリーンハイツ区においてされたところでございます。ただ、今回生じております不測の事態につきまして、今回地元の役員さん等ともお話をさせていただきまして、一時的な貯留施設として活用をさせていただきたいというお話をさせていただいておるところでございます。なお、さらに短期的に緊急に壁に穴をあけたということはございますけれども、このことにつきましても、今回の貯留施設という中期的な対策をとった後に、また改善をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） いずれにしても、閉鎖したものをまた再利用する。あるいは塀に穴をあけて塩ビパイプでいわゆる庭から管へ流しておる。こんなことは普通の対策じゃないというふうに思いますので、早急なる一日も早い改善を求め、時間が参りましたので質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） これで、横山 勲君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。10時45分から再開をいたします。

休憩 午前 10時28分

再開 午前 10時45分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、村山良夫君の発言を許可いたします。

村山君。

○6番（村山良夫君） 6番、村山です。

それでは、さっそく質問をさせていただきたいと思うんですが、質問の前に、日々、町長様を始め職員の方々が行政努力をされているということは認めた上で、これからの質問をしたいと思います。

それでは、さっそく通告書に基づきまして町長にお伺いをいたします。

先ほども話がありましたけども、9月から11月にかけて相当な時間と努力を投入して、町長と語るつどいを開催され、それを終わられた新聞記事によりますと、財政が厳しい、金がない、これは当たり前のことと、こう語られております。しかし、これも自治体の運営もまた今まで経験された企業経営も同じで、金・人・ものがない状態では何もできないのも事実でないかと、このように思います。大事なのは、限られた人材とか金とかものを、いかに有効に活用をして、町民が満足する行政をしていただくことにあると思います。町民が満足するというのは、相互理解ができるということでございますし、相互理解ができるということは情報を共有することにあると思います。そして、協働のまちが作れば限られた金で有効な町民が満足する行政ができるのでないかと、このように思います。情報を共有するためには、正確な情報を徹底して情報公開することにあると思いますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 村山議員にお答えしてまいります。本町におきましては、情報公開条例を設けまして、公文書開示による知る権利をあきらかにし、住民の皆さんの理解と信頼のもとに町政推進をしていくことが重要であると認識いたしております。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） そこで、町の情報公開の一つの方法と言うんですか、ルーツのひとつであります広報京丹波の記事についてお伺いをしたいと思います。

第60号の決算に関する記事に、実質収入額は黒字2億7,000万円余りところありま

すけども、通常の場合ですね、実質収入額が赤字になるということはあるのですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 予算の執行に当たりましては、歳出は予算の範囲内で、さらに節約に努め、歳入はできるだけ増収を図るよう努力するものでありますので、通常は赤字になることはないと考えております。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） もしもですね、歳入が減ったり歳出が予定外にある場合は、補正予算を組むわけですから、赤字というのは平均的にはあり得ない、また逆に赤字になるということは、補正予算も組めないということになりますので、財政的には緊急事態に陥ったときということ、こういう観点から見ますと、その後収支額の予定していた予算が残ったから、これが黒字という表現、一般的には黒字というといかにも余剰金、いわゆる利益が上がったというんですか、そういうようにとれるわけですが、こういう表現はやはり考え直される必要があるんじゃないかと、このように思います。

続いて、21年度の経常収支比率6.8%、実質公債費比率1.5%、将来負担比率23.2%というこの数字は、私は企画的な改善だと、こう思うんですけども、これは今後ですね、23年、24年、25年と引き続いて可能な数値、継続的に期待できる数値というように理解されているんですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 各比率算定に用いる数式の分母には、御存じのとおり標準財政規模が使われております。この標準財政規模の大半を占めているのが普通交付税でございます。普通交付税の動向により、指標に多大な影響が生じるのが現実でございます。平成21年度決算におきましても、標準財政規模の増加の影響によりまして、各比率が大幅に改善しております。今後におきましても、公債費は減少傾向にございます。歳出規模抑制に引き続き積極的に取り組んでいく所存でございますので、各比率に関しましても引き続き減少していくよう努力しているということでございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 今もありましたように、いわゆる交付税、国の支出金等がですね、21年度というより20年度から緊急的な政策に基づきまして交付されております。記事にも、21年度には地方再生対策、経済対策等での交付金が2億9,000万円余り、それから国・府の同じくそういう支出金が7億8,000万円余り。合計10億円強入っている。この部分が今申された分母のほうに一時的に入っている。いわゆるフォローの風が吹いている

という現象でないかこのように思うわけです。もしもですね、こういう20、21年、22年も多分フォローの風やと思うんですが、これがなかった場合、かなり改善できたと胸を張っておられる諸係数に変わってくるんでないかなと、このように思います。特に、24年度以後と言うんですか、23年、24年度以後は、逆に国の財政的に見ても交付金・支出金は余り期待もできませんし、加えて27年度に合併特例期間の交付金が終了します。そうしますと、約8億円余りを5年間かかって段階的に減らしていかなきゃならない。こういうものを合計いたしますと、予算の20%近いそういう財政的な収入が低く、少なくなります。特に、京丹波町の場合、自主財源が少ないし、またこれからも増えるとは期待できない。そんな情勢にあるだけに、こういう係数をですね、このまま見ていいものかどうか、またこういう表現だけで本当にいいのかどうか、私は疑問に思うんですが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 御指摘のこと十分留意すべきだと、まず認識いたしております。平成21年度決算について、地方交付税、国・府、支出金に関しましては、前年度に比べまして10億7,000万円の増加となっております。そのうち特別枠としまして、普通交付税として地方再生対策費に1億7,435万4,000円。地域雇用創出推進費に1億4,189万2,000円が措置されております。また、国庫支出金として地域活性化三交付金の合計3億8,065万6,000円が措置されております。これらの歳入がなかった場合でございますが、地方交付税の特別枠がなければ各比率の分母が減少しますので、比率は増加いたします。また、地域活性化三交付金がなければ、ほとんどの事業が地方債で対応となり、元利償還金の増加及び地方債残高の増加につながりますので、実質公債費比率及び将来負担比率が増加することは想定されるところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 続きまして、54号の予算の記事についてお伺いしたいと思います。

その記事によりますと、歳入に町債の起債ですけれども10億3,000万円。それから、歳出のほうに公債費18億1,000万円とあります。このような情報提供の仕方によりますと、普通考えますと22年度には借金を10億3,000万円して、18億1,000万円返すんやと。だから、差し引7億8,000万が減ると、こう読まれる町民の方が多いのではないかと思うんですが、これはそうではないと思うんですけれども、町長いかがですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう読み方をなさる方もいらっしゃると思います。御質問いただ

きました広報京丹波ナンバー54号の予算記事では、平成22年度の一般会計予算96億6,900万円を歳入と歳出に分けてまずお知らせいたしております。歳入では町債として22年度に借り入れる額10億2,750万円が財源全体の10.6%を占めていること、また歳出では公債費として借入金の返済額18億1,017万円が性質別内訳の18.7%を占めていることをグラフを用い掲載させていただきました。御指摘のとおり、公債費には利子分が含まれておりますので、町債残高としては元金分しか減少しないこととなりますが、予算の内容として、公債費は利子を含むものでありますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） その差額7億8,000万円のうちですね、具体的に利息の部分が何ぼで元金の分が何ぼってというのがわかれば教えていただけますか。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 返済の内容でよろしいでしょうか。

元金が15億8,574万5,000円でございます。利子分が2億2,442万6,000円と。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） そういうことは、利息の2億2,000万円を引きますので、実際返済になるのは5億6,000万円くらいしか借金は減らないと、こういうことになると思います。しかし、町民としましては、利息に何ぼいって元金が何ぼ返せた、いわゆる財産内容がどうなっているのかというのは非常に関心のあることですし、8億円近い返済ができていんだったら結構な安定した予算が組めんねんのやなど。こう理解をしてしまいそうな気がします。あえて、このことを申し上げるのは、先ほどの新聞記事で、財政がよくない、金がないのは当たり前なことと、こうおっしゃっているんですけども、私はそういう状況を悲観的に町民に知らせというのではなく、やはり最近のがん治療と一緒に、昔はがんであることを本人にはかくして治療をしていたけども、最近はがんであることをはっきり本人にも示して治療方法を明確にして、いわゆる患者もお医者さんもまた家族も、一体となって一つの目的のために、いわゆる健康になるという目的のために、情報を公開するということが大事だと、こういうように言われています。町の運営も、そういう意味では、がんの最近の治療と全く同じだと、このように思いますので、ぜひそういう感覚で、できるだけ正確な数字が理解できる広報の発行に努めていただくようお願いをしまして、次の質問に移りたい、こう思います。

同じ情報に関することですが、行政改革実施計画というのがありまして、その中に情

報ということについて書いてあります。その中の一つに、入札の情報の公開と透明化の推進ということがうたわれています。そこで、このことについて一つの入札を例にしてお聞きをしたいと思います。

過日、総合評価方式によって施行されました瑞穂中学校の屋内運動場等の工事でございますが、その評価について、私はそれを取り上げた理由、また評価内容についてもかなり透明性に欠けることがあると思います。まして、そのチェック機能もないということを過去の議会でお聞きをしました。やはり、このことは正確なと言うんですか、第三者機関がチェックをするか、もしもできないのであれば、町民の代表である議会に資料を提出いただいて、秘密会ででも検討するというようなことをしなければならないと思うんですが、その場合、町長は資料を提出する見解というか、つもりがありますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 入札及び契約に関する透明性の確保のため、情報の公表に努めているところでございますが、入札参加者からの技術提案の内容はですね、入札の結果に直接かわる各企業の知的財産でもございます。開示することによりまして、不当な利益や不利益が生じるものとして情報公開条例により開示を控えているところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） わかりました。このことについては、もう少しあとで突っ込んで質問したいと、このように思います。

続きまして、公会計制度の導入ということで、実施計画を見ましても21年度より実施するということになっていきますし、過日の私の質問にも21年度決算より実施すると答弁をいただいております。あえて、なぜこのことを言いますかと言いますと、先ほど言いましたように、借金を10億円してその公債費18億円と、単式簿記ではそういう報告になるわけです。ところが、公会計制度を導入していただいて複式簿記に近づけていただきますと、元金の返済というのは資産の動きですし、金利の支払いというのは費用の動きですから、分離されて見やすい決算書と言うんですか、それになるということで、1日でも早く実施をお願いしたいと思いますが、本当に21年度中に公会計制度の導入した、いわゆる決算書を提出していただけるわけですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、本町の公会計整備につきましては、平成21年度決算をもとに国の総務省方式改訂モデル方式によりまして、一般会計及び特別会計はもとより関係しています地方三公社、一部事務組合、一定の出資比率を超えております第三セクターによる連結

による公会計4表の試行整備を進めているところでございますが、現在のところすべての団体の書類が整っていない状況にあり、早急に歩調をあわせて取り組んでいく必要があると考えております。いずれにいたしましても、できる限り早期に公会計4表の整備を行い、あわせて住民各位へ公表を行う必要があると認識いたしておりますので、早期公表に向けて、引き続き整備事務を進めていく所存でございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 何分初めてのことでございますので、いろんな障害もあると思いますが、一つできるだけ早くそういうことをしていただきたいと思います。これは、あえてくどく申し上げるのは、町長と語るつどいというのをしていただいて、その情報によりますと、過去の年度の倍ほどの参加者があると、814人があると、こういうことでお聞きしてます。それは一世帯1人の方が出ていただいたと仮定して算出しますと、10月1日現在4,556世帯で814人といえますのは12.6%。多くなったといってもまだ1割3分程度しか参加されていない。8割強の人が参加されていない。やはり、これには先ほどからもくどく申し上げているように、やはり切実感がないというか、実情を町民の方にも知っていただくことが大事でないかなと、このように思います。一つそういう努力をお願いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

次は、人事院勧告による職員等の改定を年に2回か3回ほどいつもありまして、いつも思っていることなんですが、この勧告によります給与の引き下げというのは、ちょっと民間人というか、そこにいたものにしますと、この程度の給料の引き下げとか期末手当の引き下げをすることが、本当に京丹波町の財政にプラスになるのかと。そのプラスになることよりも、何か給与を引き下げられるというのは、例え月給千円でも引き下げられるとやっぱり働いているものの勤労意欲というのはかなりそがれると思うんです。これは、私の経験ですけど、下げられるというのはやっぱり気持ちは悪い。そうすると、やっぱり町民にとってみて、余り財政に改革に貢献しないような引き下げやったらせんと、その分職員の方が頑張っていたほうが効果があると、このように思うんですけども、町長の見解はいかがですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そうした考えも持たんことはないんですけど、今やっていることはデフレでね、こういう勧告が出てると思うんですね。そやから、そのことには尊重していったほうがよいというふうにまず考えております。勤労意欲については、したがって、それほどすぐものではないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 確かに、人事勧告そのものにつきましては、デフレ対策もあると思います。ところが、これから質問したいんですけども、当町の歳出に占める人口1人当たりの人件費、物件費の割合というのが、20年度の数値が出てます。市町村財政比較分析表というので出てるんですが、これによりますと、類似団体35団体あるんですけども、当町は34番目、後ろから2番目に悪いという、悪いという言葉がちょっと語弊かも知れませんが、とにかくそんだけ金がかかっている。その一番経費を、人件費・物件費が少ないところのほぼ倍ほどになっている、倍強になっています。これは、やはり改革・改善をしなければならぬと思うんですが、そのことは町長確認をされてますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） どういうところから導き出していらっしゃるのか、ちょっとわからないんですが、平成21年度の普通会計決算によりますと、本町の人件費比率が実を言うと15.2%であり、府内の平均より低いと認識いたしております。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 京丹波町のホームページの財政のところをクリックしてあげますと、こういう表のついた資料が出ます。この中に、人件費・物件費等の状況というので出てまして、人口一人当たりの物件費・人件費は15万9,422円ということで、一番少ないところは7万5,000円ちょっとです。そういう数字はこれは出ておりますし、一つ見ておいていただきたいと、このように思います。

それから、今申し上げましたように、当町の状況というのは、非常に人件費それから物件費、いわゆるランニングコストが非常に高い。俗に言われる大きな政府になっていることが原因でないかなと、こう思うんです。と言いますのは、人件費一つにしましても、ラスパイレス指数は35類似自治体中、それもその資料によるんですが、3番目に低い。ある意味では安い人材を使ってることになります。ところが、これは同じ経験の国家公務員の、同じ経験の同じ立場の人と比べてますので、経験が高い人が低い仕事をしておられるとこういう現象が起きる、そういうこと。それから、人口一人当たりの職員の数は、35類似団体のうち32番目と非常に高い。これも、人がようけおって行政サービスが十分できているということになるのかもわかりませんが、今も申し上げましたように人件費・物件費の割合が高いということを考えますと、そのことを喜んでおる事態でもない。まして、これからアゲインストの風が吹きそうな感じがします。そんな中で、やはり前にも私、提案をさせてもらってますけども、根本的な理事者、議員、職員の給料体系を根本的に見直す時期でないかと、こう思うんですが、町長の御見解をお聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう見方もあります。とにかくね、わかることは、とにかく330.07平方キロの町域を行政サービスするわけですね。したがって、どういうところから一人頭、一人頭ということが出てくるのかわからんのですが、少しは職員数多いかもわかりませんが、そういう御指摘に従いますと。今、国でも多分、国土保全というのか、いう視点で地方交付税、算定されております、面積によって。そういうことで、ほかの久御山とか小さくて人口の多いところ、非常に行政効率のよいところよりも交付税措置されているというふうに認識しております。そういう視点で今後も要望陳述をしていきたいというのが、私の立場であります。以上です。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） それでは次に、先ほど申し上げました瑞穂中学校の改築工事について、教育長さんにお伺いをしたいと思います。

まず、同工事の入札に関する現場説明書というのがあるんですけども、それによりますと、その工事の条件としまして、旧体育館の解体着手時期は新体育館が完成後、仮検査を受けたあとと、こうなっておりましたが、実際にはどういうわけか知りませんが、完成前に解体作業に着手するような、この前いただきました工程表ではなっていますので、多分条件変更と言うんですか、協議をされた上でされたんじゃないかと思います。その場合にですね、旧体育館を解体するわ、新体育館はできてないと、こういうことになりますと、体育の授業にですね、支障を来すんじゃないかなと、こう思うんです。その対策とか、またそれには思わぬ経費も要ることだと思っただけですが、そういう経費は当初の約束を守らなかった施工業者と言うんですか、落札業者が負担するのが当たり前だと思うんですけども、そういうお考えかどうかお聞きいたします。

○町長（寺尾豊爾君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 旧屋内運動場の解体の時期のですね、変更につきまして、体育の授業等に支障はないかという御質問でございました。屋内運動場増改築工事及びグラウンド改修工事ということで、体育授業などに支障が生じる二つの事業を実施しておりますことから、学校と十分な協議をしながら進めておるところでございます。まず、グラウンド改修工事に伴うものにつきましては、グラウンドでの授業を前期に集中し、実施をしていただいております。屋内運動場増改築工事につきましては、厳しい工期となりまして、既設屋内運動場の解体と重複せざるを得ないことから、代替施設での授業の実施を行うこととしておりまして、現在学校と調整を図っているところでございます。具体的には、グリーンランド瑞穂の体育

館を代替施設といたしまして、移動時間等による影響を最小限にするために、2時間の授業を一つの単位としたカリキュラムの編成をしていただきまして行うこととしております。なお、支障が生じた場合の施工業者の保障につきましては、施工業者と十分調整をしましてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） そういうことで、旧体育館の解体を早められますと鉄筋コンクリートづくりになっていたと思うんですが、その解体には相当な騒音が生じて、これも、授業に影響するんでないかと思うんです。特別、騒音が出ない作業方法とか重機設備ですか、そういうものを使われるのかどうか、お聞きしたいと思います。一般的には、破碎機とか、アイオンといわれる油圧でバンバンバンとたたく機械を使うのが一般的ですが、そうではないんですか。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 本工事におきましては、既に、既設建物の解体実績はございますけれども、既設の屋内運動場は非常に規模が大きいことから、新たに解体工事施工計画書の提出を求めているところでございます。計画内容につきましては、学校側が出席されます総合定例会議において十分検証を行うこととしております。計画書策定に際し、委員会といたしましては十分な防音、防じん、安全対策を行うこと。また、低騒音の重機を使用することはもちろんのこと、コンクリートなどの解体におきましては、クラッシャ等の解体騒音の少ないアタッチメントを使用することなどを指示しております。また、施工に際しましては、騒音状況を十分把握をいたしまして、学校と綿密な調整を図ることとし、必要な場合には、施工時間帯等の規制も視野に対処する予定でございます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 今、教育長さんからお話をいただきましたように、ぜひお願いをしたいと思います。特に、教育委員会の存在というのは生徒が十分なというんですか、いい環境で、いい先生で、いい材料で、いい教育を受けることに尽きると思いますし、また、先生も環境のいい場所で十分な授業をできるということになると思うんです。そのことを保障される組織というのが、教育委員会であり、また、そこに存在価値があると思いますので、行政上のいろんな問題もありますけれども、やっぱり立場としては、そういう立場に立って、そちらに足を置いて、ひとつ進めていっていただきたい、このように思います。

次に、本工事に関して議会へいただいた答弁とか提出された資料について、お伺いをしたいと思います。まず、1番目に去る8月9日の臨時議会の朝、追加資料として配付されてお

りました工事用車両進入路の資料は、既に落札業者と交渉されて変更された旧資料だったと思います。これは、手違いで配付されたのか、それとも、旧資料は、ある意味では通学の安全を確保するためにはすぐれた案でした。新資料はどちらかといいますと、通学の安全を考えた場合、ちょっと質が落ちる内容でした。これを悪くと言ったらおかしいですけども、とりますと、議会对策として、安全性の高い旧資料を配付されたのかなど、こう思うわけですが、手違いでしたら、それでよろしいですけど、そうでなかったら大変な問題だと思いませんので教育長さんにお伺いをします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 事前に行われました議会運営委員会終了後に議会事務局から資料として配付されたいと連絡を受けまして、総務文教常任委員会で配付した資料と同等のものを配付したものでございます。進入路の変更につきましては、9月の議会で可決いただいた後、翌10日に学校との協議、12日に地元区長さん及び沿道の住民の皆さんのお宅へ訪問説明をさせていただきまして、そして、17日には、地元区での説明会の実施をいたしまして、了承を得た上で変更したものでございます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） しつこくは質問をしませんけども、教育長、委員会の次長さんからいただきました時系列の資料によりますと、7月9日の時点で変更の申し出があって、8月3日に変更を承認したような資料をいただいていたと思います。これは、私が間違っているのかもわかりませんが、そういう意味で質問をさせていただきましたし、これは、次長さんにも確認をさせてもらった事項でございます。再度、確認をしておいていただきたいと、このように思います。

それから、その次に、瑞穂中学校の工事と桧山小学校の工事のことについて、お聞きしたいんですが、この工事の工程を究極的に組んだ場合、どちらが長期の工期を必要とするんですか。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 屋内運動場工事等に関しまして、両工事を、比較をさせていただきますと、桧山小学校につきましては、7月に着手をし、12月に完成予定でありまして、約6カ月間の工事期間を予定しております。また、瑞穂中学校におきましては、9月に着手をいたしましたが、平成23年2月下旬の完成を求めていることから、同じく約6カ月間の工事期間となっております。したがって、屋内運動場単体の施工期間につきましては、大きな開きはございませんが、桧山小学校につきましては、多目的ホールや渡り廊下等があること、

また、エレベーター等を追加したことから、全体工期としては、楡山小学校のほうが長期の工期間になっております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 今、申し上げているのは仕事の経過として、そうなんですけども。その工事を最小時間で完成させるために投入する機械とか、人とか、そういうことを度外視して考えますと、瑞穂中学校の場合は、建設場所が盛り土のほうになるからだと思うんですが、建設場所の土壌改良工事を入れなければなりません。これが、工程表によりますと、7日間ほどかかります。先ほど、究極の工程を組んだ場合はどうですかと聞きましたのは、小学校の場合は、その必要がないようです。ですので、本当いえば、中学校のほうが早くできるんです。耐震とか、そのほかの工事は別個の工程表を組めば重なりませんので、やれるということとして、おたくの教育委員会の松村さんという、一級建築士の方も、そのことをお話ししましたら、認めておられました。そういうことですので、私はこの後、おたくじゃなしに、そういうことだということだけ確認をしておきたい。教育長さんに確認をしておきたい。後で、その評価制度のことについて、質問をしたい、このように思っていますので、確認をもう一度しておいてください。

それでは、同じことなんですけども、町長にお願いおきをしたいと思います。議会での総合評価制度の入札をしない、中学校は総合評価制度ですというのに。その理由は、金額が大きいことと工期がないのでと、こういう説明でございました。先ほど、申し上げましたとおり、究極の工程表を組みますと、工期がかかるとおっしゃっていた小学校のほうが工期が短くて、中学校のほうが工期が少なくなるわけなんですけども、この工事を総合評価制度にしようということによって決められました指命委員会では、そこまで検討されてなかったんですか。先ほど、申し上げました教育局の担当官によりますと、そういう旨は、申し上げたけども、こういう結果になったみたいなことをおっしゃってましたけども、町長いかがですか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 対象工事とする金額の明確な基準はございません。工事規模等を勘案して執行しているところでございます。楡山小学校の契約時には、大規模工事は総合評価方式の入札とすべきとの、そうした御意見もいただいていたところであり、中学校屋内運動場改築工事も工期的な厳しさはあったものの、小学校と同様に大規模工事であり、一層の品質確保に加え、関係者の安全確保や工程管理についての提案を求める総合評価方式で入札執行したところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君）　そうしますと、過去の議会でお話のありました工期に時間がかかる、かからないによって、小学校は条件つき一般競争入札で、中学校は総合評価方式の入札をとられたと、こういうふうに聞いていたんですけども。その工期、答弁されたことが間違っていたということですか。それなら、今、この場で訂正をしていただけますか。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　私への御質問ですが、監理課から答弁させます、はい。

○議長（西山和樹君）　山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君）　なぜ、総合評価方式としたという理由は、今、町長が述べたとおりです。桧山小学校につきましても、瑞穂中学校の屋内運動場につきましても、全体的には、工期的には厳しかったとっております。その中で、特に桧山小学校につきましても、夏休み中に、以前も申し上げましたが、4割近くの工程をこなさなければならないという使命がございましたので、それにつきましても、入札事務にかかります日数も短縮しなくてはならないという中で通常の価格競争としたところでございます。

○議長（西山和樹君）　村山君。

○6番（村山良夫君）　そうしますと、蒸し返しになるんですけども、本校の耐震工事と、それから、屋内運動場の増築改築工事とは分離ができるわけですね。分離発注すれば、今おっしゃったことは、すべて解決するわけです。その辺が、先ほどから申し上げているとおり、この前の議会では、小学校は工期時間が余計かかるから、総合評価方式に本来はすべきやけどもできなかったと、こう回答されたわけですね。ところが、今申し上げましたように、工期そのものだけを究極的に作成しますと、1週間ほど中学校のほうが余計かかる工程になるわけですね。これは、先ほどから申し上げましたとおり、一級建築士の資格を持っておられます担当官もそのようにおっしゃってました。そのことは、理解できるやると、こう言うたら、理解できますと、こうおっしゃってましたよ。そのことの上で御回答をお願いしたいと思います。

○議長（西山和樹君）　山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君）　分離発注の話も今、いただきましたけども、一括発注ということで全体的な額は小学校のほうが多額で5億円でしたか、倍ぐらいの金額だったとっております。わかるということもありましたけども、現場も離れている部分もございまして、わけと云われたら今さら戻れはないんですけども、そういうことも、今後は考慮しながら発注はしていきたいと思いますが、価格競争としたという理由は、先ほど私のほうが述べさせていただいたところが本心でございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） もう、これ以上質問していても切りがありませんので、次のことに移ります。

同じく中学校の工事ですけども、この落札業者の方の総合評価内容ですけども、一般的に品質管理といわれるコンクリートの云々という項目でしたけど、そこで提案された評価が3点満点で3点の満点になってます。それから、安全管理といわれる、いわゆる学童、学生、職員の方々の安全確保という意味での提案は3点満点で2点になっています。これは、お聞きしますと、進入路を変更されたことによって、安全度が落ちたと、こういうことでございました。それから、もう一つ、今問題になってます工程管理というんですか、施工管理については、3点満点で3点という満点になっています。合計評価の8点と基本的な100点を足して、満点が109点に対して108点という、最高の評価を受けている。これは、この前申し上げましたように、そういう結果で、競争金額によりますと一番高い業者が落札、その1点の差でしたことになっています。

ところが、先ほど申し上げましたように、旧体育館の解体時期は新体育館完成後という条件のもとに入札をしながら、ほぼ、即というんですか、契約をしたら、即、仮設工事中にその条件を変更されてます。いわゆる工程管理が、不十分というか、提案が不十分だったということになると思うんですが、そういうことについて、もしもそうであれば、3点のそこから2点になるわけです。そうすると、108点が107点になります。107点ですと金額が多い方で、いわゆる次点になられた方が、107点でおられます。そうすると、入札そのものの、本当に正当であったか、正確であったか。いわゆる透明性が疑われるわけです。そういうことについて、この総合評価方式の審査委員長である、できれば今、お見えになりますので、副町長さんから御回答をお願いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 今回、監理課長のほうからもございましたけれども、総合評価方式をさせていただきまして、結果的には、そういうことになっております。透明性があつたのかどうかということ、村山議員さんがいろいろと御指摘賜っておりますことについては、検証、しなければならぬと思っております。総合評価を取り入れましたのは、平成19年度から今回で8件、今年度は3件ぐらいになっておりますけれども、全体的には、こういう総合評価方式も取り入れていこうという世の中の状況になっております。しかし、課題もたくさんあるかと思いますが、より、透明性の高いものに今後とも、十分検証し、研究して行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 今、ご答弁をいただきましてけども、その答弁では、私の疑問は、ぬぐえません。それと、加えて今後も総合評価制度による入札を続けられるという御意志を、この前お聞きしたんですけども、それはそれでやられたらいいと思うんです。ところが、その制度には、やはり、第三者機関による検証というんですか、ちゃんとしたチェックがないと、例えば、選ばれる工事についても若干の疑問があるし、選ばれた評価内容についても若干の疑問、これも解消できます。こういうのを第三者が検証して、ちゃんとチェックをする体制をしておかないと、ちょっとしたさじかげんで、主観的な考え方が入れば落札業者が変わると、こういうことにもなると思いますので、今後、その辺についても改善した上で総合評価方式を推進していただきたい。このように思います。以上をもちまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

ただいまより、暫時休憩をいたします。開始は13時から本会場にて、継続いたしますので、よろしく願いをいたします。

休憩 午前 11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、森田幸子君の発言を許可いたします。

森田君。

○5番（森田幸子君） 5番、公明党の森田幸子です。平成22年第4回京丹波町議会定例会における一般質問を通告に従いまして、させていただきます。

1、ワクチン接種について、公明党の主張により国の補正予算にヒブと肺炎球菌の両ワクチンに加え、子宮頸がん予防ワクチンの、3種類のワクチンの公費助成が実現しました。本町においても、一般会計補正予算に予防費として、3種類のワクチン接種の実施を決定していただきましたこと、寺尾町長の御英断に心より感謝いたします。若い女性と小さな子供たちの命を救う、この3種類のワクチンの定期接種化を要望して、国も検討しているところでございますが、本町として定期接種化の考えはないかお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 森田議員にお答えしてまいります。子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、9月補正で中学3年生の女子を対象に、接種費用の3分の2を助成する予算措置をさせていただいたところでございますが、その後、国や京都府におけるヒブワクチンと

小児肺炎球菌ワクチンを含めたワクチン接種促進にかかる補正予算措置を踏まえまして、本町におきましても、子宮頸がん予防ワクチンについては、中学1年生から高校1年生までの女子に接種対象を拡大するとともに、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましても、0歳から4歳までの乳幼児を対象に本人負担なしでの全額助成として、年度内の事業実施に向け京都府や医療機関との調整を進めているところでまずございます。

この助成事業につきましては、平成23年度末までの臨時的な措置であり、引き続きまして定期接種化に向け京都府を通じて国に対し要望してまいりたいと、このように考えております。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） 若いお母さんにとっては、かわいい子供の健康が一番の願いです。ヒブ、肺炎球菌ワクチンの公費助成を心待ちにされています。今、町長さん、お答えいただきましたが、提案理由でお聞きしましたが、再度お尋ねします。ワクチン対象と接種回数、本人の負担はどうか、実施時期は。また、対象者への通知はどのようにされるのか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私へのお尋ねですが細部ですので、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） ただいまの質問に関しましてですけれども、まず、子宮頸がんにつきましても、対象に関しましては、今、町長が申し上げましたとおり、中一から高一の年齢相当の女子になります。それから、接種回数につきましては、9月の補正でも申し上げましたとおり3回ということでございます。本人負担に関しましては、新制度によりまして、負担なしということで考えております。実施時期につきましては、来年の1月以降の、なるべく早い時期にということで考えております。個人への通知ということで、基本的には教育委員会とも相談をさせていただきながら、本町につきましては、個別通知での御案内とさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに関しましてですけれども、接種回数につきましては、標準的なものということでございますけれども、0歳時点で3回、それから、追加接種ということで、1歳時に1回、計4回が接種の標準的なケースというふうにお伺いしております。いずれも、本人負担なしということで考えております。それから、実施時期についてでございますけれども、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに関しましては、まだ、正直なところ接種医療機関との調整等、京都府の段階でまだ詰められておりません。それから、ちょうど1月、2月あたりにインフルエンザの流行時期も重なっております。

すので、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。基本的には、なるべく早くということでは、考えておりますけれども、いろんな背景がございますので、ちょっと、より慎重に対応させていただきたいなということで、子宮頸がんワクチンとは、時期的にずれる可能性もあるということで御了解いただきたいなというふうに思っております。通知に関しましても、現在の時点では、対象者への個別の通知ということで考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） 済みません、今、ちょっと、聞き落とししたのかもしれないんですけど、ヒブと肺炎球菌のワクチンの年齢なんですけど、0歳は3回、1歳になったら1回、計4回、一人で、ということで。対象者は0歳から何歳までですか、わかりますか。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） ただいま申しましたのは、標準的なものでございまして、1歳から4歳の方に関しましては、1回でよいというふうにお伺いしております。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） わかりました。

次に、子宮頸がんは、予防ワクチン接種と予防検診の二つを両輪として行うことで、ほぼ100パーセント予防できると言われています。本町では、子宮頸がん検診を無料で実施されています。そのがん検診、細胞診とあわせてHPV検査を同時に行う併用診があります。HPV検査とは、DNAレベルでウイルスの有無を調べるもので、96パーセントの確率で感染を確認できます。この併用診の効率的なところは、細胞診とHPV検査とも陰性で異常がなかった場合、3年間は発がんの心配はなく、検診を受けなくても済むという、見落としゼロで経費も削減、受診者には安心として注目を集めています。また、この併用診で浸潤がんになる前の段階で発見すれば簡単な円錐切除で済み、妊娠も出産も可能です。このHPV検査を細胞診と同時に行う考えはないかお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 子宮頸がん検診につきましては、国のがん検診実施のための指針に基づき、視診や、細胞診を実施いたしております。HPV（ヒトパピローマウイルス）検査との併用検診につきましても、国の指針改定の動向に注意しながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） よろしくお願いたします。

この検診を一人でもたくさんの方に子宮頸がん予防検診を受けていただけるような、啓発活動はどのようにされていますか。お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 子宮頸がん、子宮がん検診に関しましては、昨年度から女性特有のがん検診推進事業ということで、節目の方に関しまして、個別に御案内をさせていただいておりますし、また、ピンクリボン運動ということで、乳がん等も含めた形で女性特有のがん検診の推進につきまして、積極的に啓発をさせていただいておろうかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） ありがとうございます。やっと、国が動いて全額補正となった、このときに広く町民の皆さんに、がん検診の大切さとワクチンの知識を知っていただくことが大事ではないでしょうか。専門の先生にお世話になって講演会などの考えは。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そうしたことも検討してまいりたいというふうに考えております。そのことが調査研究という言葉に込めておりますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） よろしくお伺いいたします。

次に、受動喫煙の防止等について、お尋ねします。喫煙と、受動喫煙の有害性は議論の余地がないほど研究が進んでいます。中でも、たばこの伏流煙には、完全燃焼によって吸い込む煙よりも発がん物質など有害な化学物質が、主流煙の2倍から4倍もの多量に含まれています。受動喫煙によって、生じる確実な影響は肺がん、副鼻腔がんに加え、小児の気管支ぜんそく、乳幼児の突然死症候群にも及びます。自分の意志でなく喫煙者の行為によって有害な影響を受ける受動喫煙は、喫煙率が低い女性や子供が主な被害者となっています。本年3月定例会に質問したところ、マークス内の禁煙を実行していただいたが、フードコーナー入り口に灰皿が置かれており、特に、子供たちが出入りするため、喫煙場所の移転をされたい。お伺いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 申しわけございません。マークス内の喫煙場所につきましては、これまでも喫煙場所を見直し、周辺出入り口に喫煙場所を移転するなどの対策を、まずとって

まいりました。森田議員御指摘のとおり、フードコーナー入り口は、子供たちも出入りすることが多く、また、遊具を設置している子供広場とも隣接しておりますので、喫煙場所の移設について、丹波マークスへ伝えさせていただきます。マークスにおかれましても、これまでから検討いただいているところで、すぐ取り組んでくれると思っております。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） ありがとうございます。たばこには、細胞を傷つけて酸化させる物質が何百種類も含まれています。その中でも、とても危険な物質がベンツピレン、強い発がん性を持ち、遺伝子に結合して細胞の働きを狂わせてしまいます。喫煙は、肺がんはもとより、舌がんや、咽頭がんなど、ほとんどすべてのがんの原因になり、心筋梗塞や脳血管障害などの確率を高めます。喫煙により、平均で7歳老けると報告されています。京丹波健康プラン21でも、たばこを吸わない環境整備を行うとされていますが、どのような取り組みをしているのか、お尋ねします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） たばこを吸わない環境整備につきましては、公共施設の利用者出入り口付近の灰皿撤去や、京丹波町病院での禁煙外来の開設、さらには、小・中学校での喫煙防止教育や、須知高校での防煙教室への保健師派遣など、未成年者の新たな喫煙を防ぐための取り組みを、まず進めております。また、男性喫煙率が減少しているのに対しまして、女性喫煙率は増加傾向にあることから、女性特有のがん検診推進事業と連動した、たばこの害についての普及啓発に取り組んでおります。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） 10月からたばこが値上がりし、この機会に禁煙しようと思っている人、あるいは、迷っている人も多いのではないかと思います。禁煙治療が保険適用され、医学的に支援できるようになっています。今も町長さんから言われましたように、ここ京丹波町病院でも、禁煙外来を毎週水曜日午前に設けておられ、禁煙治療の飲み薬が行き渡らない状況だと10月の新聞にありました。今、町長、またこれも言われましたんですが、本町、男性の喫煙習慣は50パーセント以上で全国平均よりも14パーセント高くなっています。また、女性も平均よりも18パーセントも高く、せめて平均値まで下げる考えはないか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そうですね。京丹波町、非常に空気のよい町ですのに、そういうことしとったんでは、何にもならないと思いますので、平均値以下に少なくとも、下げるように先頭に立って、頑張ることをお約束いたします。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） 京丹波健康プラン21に、健康プランに目標数値として、現状以下、吸い始める人をなくすとありますが、これには、どのような取り組みがされているのか、またお聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、京丹波健康プラン21の目標数値、申しましたとおり、現状以下につきましては、府民の総合的な健康づくりの指針である「きょうと健やか21」に基づきまして、設定したものでございます。今後、町健康づくり推進協議会を中心に協議を願って、現在おります。具体的な行動計画を町民の皆さんに実践いただく中で、結果的に議員御提案のとおり、喫煙率が低下するように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） お互いに皆さん意識を持って、また、こういうような活動に取り組んでいきたいと思っておりますので、お世話になりますがよろしく願いいたします。

次、3番。高齢者の安全、安心対策について。近年、本町においても高齢者の孤独死が問題になっています。それらを含めた対策として、緊急通報装置設置事業が施行されていますが、急に倒れて、ボタンを押すことができない場合は対応できないという課題があります。そこで、徳島県美馬市では、光ファイバー網を活用したひとり暮らしの、高齢者の24時間見守りシステムを導入し、効果を上げている。まず、高齢者宅にセンサーを設置し、移動するたびに動きが記録されます。一定時間内にセンサーが反応しない場合、コールセンターに警報が発せられ、監視役の方がまず、本人の家に電話。それでも、応答がない場合は、近所の協力者宅に電話をし、訪問を依頼し、確認ができます。本町も、この24時間見守る光ファイバーを活用したシステムを設置する考えはないか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） C A T Vの光ファイバーを利用しての高齢者見守りシステムは、高齢者の安否確認はもとより、在宅医療や健康管理にも活用されるなど、さまざまな分野での可能性を持つものと、まず認識はいたしておりますが、現時点において、施設整備という点におきましては、町内の情報基盤の統一のため、C A T V拡張整備の完成を最優先に考えており、福祉的な活用方法の検討につきましては、いましばらく時間をいただきたいと思います。なお、ひとり暮らし、高齢者の見守りにつきましては、現在災害時要援護者台帳のシステム化作業を進めております。民生児童委員さんや、社会福祉協議会とも情報共有を図りまして、地域の連携を生かした見守り活動の推進に努めているところでございます。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） ありがとうございます。

次に、高齢者の交通事故防止等のため、運転免許の返還を呼びかけているところですが、だれでも運転ができる間は、年を幾ら重ねていても、なかなか返還することはできませんが、本町で運転免許を返還される方は年間何人おられるのか、お聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 南丹船井交通安全協会に問い合わせましたところ、平成21年におきまして、自主的に運転免許の返還をされた方は、京都府全体で506人、うち、65歳以上の高齢者は480人。その高齢者のうち、南丹地域では10人となっております。南丹地域の内訳は亀岡市が9人、南丹市が1人となっております。以上です。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） ありがとうございます。京丹波町にはだれもおられないということですね。交通の便が悪いので、なかなか返還の勇気があれですね、それにつけて、高齢者の免許の返還時に町営バス乗車チケットの配布サービスをする考えはないか、お尋ねします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では、町営バスを運行し、町民の移動手段の確保に努めておりますが、公共交通機関が十分とはいえないと考えております。そのため、高齢者の多くが通院や買い物等の移動手段として、自家用車を利用されております。このような現状の中で、運転能力、身体的能力に個人差はあると思いますが、高齢者の方々みずからが快く、安心して免許証を返納していただける環境づくり、すなわち、運転をしなくても生活できる環境づくりを進めることは、本当に大切だと考えております。御質問にあります乗車チケットの配布サービスにつきましては、高齢者対策のバランスからいいたしても、課題もあろうかと思っております。この点につきましても間もなく開設できます交通懇話会の中で議論いただき、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） ありがとうございます。

次に、本日、京都新聞に婚活イベント大人気という記事を読ませていただきました。今、話題の婚活について、質問させていただきます。近年、若者の未婚化が進んでいます。雇用環境の悪化や価値観の多様化など、結婚しない理由はさまざまに未婚率の上昇は少子化の進行を招き、高齢化割合の増加など、社会に深刻な影響を与えます。私、議員にならせていただき、早1年が過ぎました。この間、町民の皆様からいろいろな御要望を聞かせていただき、

教えてもらったりして勉強させていただきました。この御要望の中でだれかいいお嫁さん、いいお婿さん、ないやろかなと数件お聞きし、心の中でだれかないかなと考えてみても、おこたえできないで、申しわけなく思っています。出会いのチャンスがなかったりして、年を重ねておられる方もあると思います。安心な出会いを提供する考えはないか、お聞きいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、新聞に出ました。やや、おくれをとっているかなという、まず感想を申し述べた上で、昔からの仲人さんの役割、よき文化、再構築、再編成と申しますか、きずなを取り戻すために、線香花火的じゃなしに、当町、取り組んでまいりたいとまず考えております。少子高齢化が進む本町といたしましては、少子化の要因の一つとして、未婚化、晩婚化もあると考えております。人間関係が希薄になり、若者がなかなか結婚相手にめぐり会いにくくなっているという声も、私も聞いております。京都府の地域力再生事業や、地域子育て創生事業による支援を受けて、京都府内の市町村でも、婚活の取り組みが始まったところがございます。地域の活性化を図るためにも関係団体と連携し、今後前向きに検討していきたいというふうに考えております。現状、精いっぱい頑張っていることも御報告しておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） しつこく聞いて申しわけないんですけど、前向きにというのは、どのような形でありますか。聞かせていただけたらうれしいです。また、未婚者支援の協議会設置の考えはないか、お聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろんな情報収集の中でわかったことは、やっぱり行政が関与することの安心感、あるいは、一般業者ですと、非常にこのことの費用がかかっていることがわかりました。そういう点で、安心感と、そして安価な、こうした婚活といわれるサービスを行政として、どのように御支援できるかということも現在、私も、だれに相談したらよいか、わからなかったもので、住民課に相談したりしておったんですが、最近、案内がくるのが、子育て支援課とか、企画政策課ということもわかりました。今、3課、それ以外も含めて、このことに取り組んでおります。間もなく、一つの成果として、こういうことをやりますということをお示しできると思っておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） また、いろいろとお世話になりますが、よろしく願いいたします。

5番、封筒広告について。本年6月定例会一般質問で自主財源確保の一環として、有料広告の掲載を提案したところ、慎重に検討していきたいとの答弁であったが、その後、どのような検討をしているのかお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、そういうお答えをした記憶がございます。御提案いただきました有料広告につきましては、町民サービスの向上を図るために、新たな財源を確保することを目的に京丹波町印刷物等有料広告掲載要綱、仮称でございますが、などの策定準備を現在いたしております。なお、広告媒体につきましては、封筒、あるいは、広報、CATV、町営バス、ホームページ等、さまざまにございますので、今後各担当部門と内容等の調整をしてみたいと、まず考えております。具体的には、今年度末に町ホームページのリニューアルを予定していますことから、第1段階として、来年度において、町ホームページにおけるバナー広告を募集することから開始したいと思っております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 森田君。

○5番（森田幸子君） ありがとうございます。私たちも協力しながら、また宣伝にもつなげていきたいと思っております。御苦労おかけしますが、どうか今後の皆様のためにも、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西山和樹君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可いたします。

篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。どうか、よろしく願いいたします。それでは、平成22年第4回定例会における私の一般質問を行います。

1点目は、通告の順序を入れかえまして、地上デジタル放送開始に伴う、ケーブルテレビの今後の対応について、お聞きをいたします。いよいよアナログ放送が終了しまして、地上デジタル放送が開始されるまで、あと7カ月余りとなってまいりました。テレビでもアナログ放送終了という、24時間アナログの字幕が出ておりますが、12月1日からはエコポイントが半減するなどによりまして、デジタルテレビが爆発的に売れまして1カ月待ちのテレビもあるようでございます。デジタルテレビ、買いかえるかチューナーを取りつけるか、間近に迫ってきた、この地上デジタル放送の対応にアナログ年末、また、デジタル元年といわれる様相を呈してございまして、1軒に4、5台テレビがある家庭もありまして、買いかえ費用も大変な額になってまいります。また、いまだにどうしたらいいのかわからず、困ってお

られる方もございます。今現在、見ておられるアナログテレビでチューナーもつけずに、そのまま何もせずに来年7月24日以降もNHK、民放各局、NHK-B S放送が見られる対応がされることを、この質問の通告をした2日後に議員には説明がございました。アナログ放送終了後も、そのまま何もせずにテレビが使用できるということでございますが、ケーブルテレビの今後の対応につきまして、再度、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 篠塚議員にお答えしてまいりたいと思います。現在、有線テレビの拡張整備事業により、デジタル放送に対応した施設整備も行っているところではありますが、すべての方が地上デジタル放送に移行されていない場合も想定し、また、2台目、あるいは、3台目といったアナログ受信機の買いかえなどに必要な視聴者負担を平準化させることを主な目的といたしまして、平成23年7月以降も残存することが予想されますアナログ受信機への対策として、地上デジタルテレビ放送をアナログ方式に変換して送信する、いわゆるデジアナ変換を実施したいと考えております。これにより、NHKを含む民放のデジタル放送、NHK-B S放送をアナログ波に変換し再送信することが可能となります。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） このデジアナ変換によります送信の決定がもっと早くされていれば、デジタルテレビの買いかえとか、チューナーを購入せずに済んだ方も多くあるわけでありまして、なぜ、この方針決定がおくれたのか、説明をお聞きしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させますので。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの、篠塚議員の御質問でございますけれども、総務省のほうからは、ケーブルテレビの事業者に対しましては、平成22年2月の段階でデジアナ変換の要請があったわけでございますけれども、本町といたしましては、ケーブルテレビの拡張によりまして、デジタル対応をするという方向で、今日まで進んできた状況にありまして、当初では、デジアナ変換という取り組みは行わないという形で進めてまいりました。しかしながら、最近になりましたも、まだデジタル対応ができていない御家庭も見受けられますし、今後、加入促進を進めていくわけでございますけれども、すべて、対応ができるかどうかという部分もございまして、また、町長が先ほどの答弁でもありましたように、2台目、3台目とか、まだ、たくさんテレビをお持ちの場合ですと、費用負担がかなりかかると

というようなこともございまして、そういった点も含めまして、今回デジアナ変換をいたしまして、アナログテレビで視聴が可能なようにということで、今後対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） NHK－BS放送の送信につきましては、本年7月30日付で町長からBS放送視聴サービスのお知らせということで、BS放送を見る場合の件で、非常に文章がわかりにくくて、いまだに毎月500円でセットトップボックスを取りつけるか、パラボラアンテナを設置しないと見られないと思っておられる方がほとんどでありまして、アナログ放送で見るのが可能なのか、再度お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） これまでにも、申し上げておりましたけれども、NHKさんとの協議の中で、デジタルでの全家庭への送信というものが難しいという状況になりましたので、7月30日付で各利用者の方にお知らせをしたところでございます。そのお知らせの中でもBSのアナログ放送については、このまま受信をいただけますというふうにも書かせていただいていたわけですが、そのほかに、デジタル放送で受信する場合はセットトップボックスが必要です。それは、有料で500円となりますというような、文章もいろいろと入っておりましたので、視聴者の方には大変わかりづらい内容となっておりますことを、まずお断りをさせていただきたいというふうに思います。その後、本日お答えをいたしましたように、デジアナ変換をするということで計画をいたしておりますので、引き続いて、アナログの放送でBSのほうもごらんをいただける状況になるというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） そしたら、このアナログテレビにチューナーをつけた場合、そのテレビでBSアナログ放送が見られるのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 現在のアナログテレビで、BS放送のほうは9チャンネルと11チャンネルで送信をしておりますので、そのままの状態を受信が可能となります。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） いや、今のままでしたら、9と11ということで、それは、わかっ
とんです。このテレビを、チューナーをつけて地上デジタル放送を見た場合に、このアナ
ログのBS放送が見られるかということをお聞きしておるんですよ。

○議長（西山和樹君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時43分

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 失礼しました。先ほどの御質問でございますけれども、アナログテレビに地デジのチューナーをつけた場合、BSの放送は見れるかということですが、アナログでの放送ということで、つけた場合、あるいは、つけなかった場合につきましても見れるということでございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） このデジアナ変換によります送信は、平成27年3月31日までの暫定措置と聞いておりますが、その後の対応の見通しはどうか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 現在のところ、国のほうからもいわれておりますのは、平成27年3月までの暫定的な方法というふうに伺っておりますので、本町といたしましても、現段階では27年3月には、すべてアナログの送信も終了をするという形で、今後、終了が近づいてまいりますと、今、国のほうでやられておりますような方法等で周知をさせていただくということになろうかと思っております。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 2点目は9月定例会に引き続きまして、有害鳥獣対策等につきまして、お聞きをいたします。9月定例会では、有害鳥獣の生息数や繁殖数などについて、お聞きをいたしましたが、生息数や繁殖数が、正確に把握ができていない状況の中で本当に本町の有害鳥獣対策が確立できるのか、また、有害鳥獣対策協議会の駆除頭数についても大きな疑問を感じました。被害面積も金額も毎年拡大をしております、農林業の振興に最大の障害となっております。駆除班も有害鳥獣期間中は毎週出動して頑張ってもらっておりますが、駆除員の減少とか、高齢化によりまして、今後捕獲数が減少していくことが予測をされております。また、銃による捕獲、また、わなによる捕獲も豊富な経験と知識に裏打ちされた高度な狩猟技術が必要でありまして、技術の取得には多くの時間と労力が必要であります。

そこで、丹波市青垣町に設置をされております兵庫県動物研究センターでは、比較的少人数で効率的に捕獲できる新型シカ捕獲装置ドロップネットを開発しまして、平成20年11月に養父市、丹波市など、10カ所余りで設置され捕獲を開始いたしております。その装置は15メートル掛ける18メートル、または、18メートル掛ける24メートルのネットを

地上3メートルにつるしまして、監視カメラのモニターでシカがネットの下に入るのを確認して、遠隔操作でネットを落下させ、捕獲をするものでございます。捕獲実験を行いながら、改良されまして、構造及び機能上の問題点はほぼ解消されまして、平成21年6月以降は装置内にシカを誘引できれば、ほぼ確実に捕獲できる段階になっております。本年2月12日に上郡町では、当日17頭集まったシカを、一気にすべて捕獲をしております。まさに一網打尽でございます。ほかにも12頭、8頭すべて捕獲の実績がございます。篠山市の川阪地区、鎌谷奥の隣接集落でございますが、先月11月に設置をされまして、稼働をしているドロップネットを先日、現場を見てまいりました。現在、えづけがされておまして15頭ぐらい集まったら一気に捕獲しようとして、まだ、1回も稼働されておきませんが、なかなか15頭もは密度が低いということで集まらないので、7頭ぐらいで稼働させようとしていたところドロップネット周辺からシカの姿が消えたということで、まだ1回もそれは落としてないということでございます。

これの労力と経費であります。作業にかかる標準的な労力は、装置の設置作業に40人時間、4人で10時間ということですね。捕獲に、当日の作業に大体8人から18人時間。捕獲翌日の作業に4人で1時間。撤収する場合、解体、積み込みするのに14人時間、大体4人で3.5時間が目安ということでありまして。経費であります。この装置の機材一式は県で一括購入して、市を通じまして無償で自治会に貸し出しがされております。そのほか、考えられるのは、土地の使用料とか、組み立ての労務費とか、えさ代とか、見回り経費とか、捕獲した個体の処分費とかということですが、移動も非常に簡単にできますし、解体、設置もできるということでございまして、本町でも、この新型シカ捕獲装置ドロップネットを導入する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、最初に結論申し上げておきますが、調査研究して対策を考えていきたいというふうに考えております。ドロップネットは平たん地で比較的広い場所、最低、縦横20メートルを必要とします。本町のような山間地域では設置できる場所が、まず限られると考えております。また、電源の確保、あるいは、狩猟免許所持者が監視の上、手動で装置を作動させることなど、人的要素も必要になります。課題もあるかと思いますが、最初、申し上げましたとおり、ドロップネットについて、慎重に調査研究しまして、よければ実施したいと、そんな考えでおります。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、獣害に強い集落づくりなどの研修会、講習会等の開催をする

考えはないか、お聞きをいたしておきます。野生動物による作物被害が増えた原因としましては、一般的によく挙げられるのは、地球温暖化、過疎、高齢化、人口林の増加、狩猟者の減少などがございます。

しかし、集落ぐるみの獣害対策を提唱される日本の獣害研究の第一人者であります。近畿中国四国農業センター鳥獣害研究チーム長の井上雅央先生によれば、被害が減らないのは、人間が意図せずしてえづけを進めてきた結果だといわれております。対策の順序としては、1番目にみんなで勉強、2番目、守れる集落、守れる畑、3番目に自分でやる囲いや追い払い、4番目、捕獲、大規模さく。この四つのうち、何をやるかではなく、この今言った、順番が大事といわれておりまして、私の町でもそうなんです、3番、4番から始めて失敗するけども、1、2、3、4の順序を守って対策始めたら1だけで、1というのは、みんなで勉強ですね。だけで、被害が減り始めたということ。1、2をやったところでは、猿が来る回数が減ったり、3までで、被害がどこかへいってしまったということが多いんですということ。井上雅央先生が書かれた単行本「これならできる獣害対策」で述べられております。農山漁村文化協会から発行されています鳥獣害対策支援テキストとか、ビデオ、DVDを教材とし、また、井上先生を招いての研修会や講習会を開催する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 非常に、示唆に富んだ御提言だったと思います。獣害対策の研修会については、これまでからも集落の自主的な取り組みとして、地域ぐるみで実施いただいております。そこに京都府と本町の職員が参加させていただくという形を、まずとってまいりました。本年度の研修会は、一部の集落のみ実施されていることから、今後は、できる限り多くの集落で、取り組んでいただくよう啓発を行っていきたく、このように考えております。その上で、今御提言のことも、参考にして、こうした研修会を持ちたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、シカ肉加工施設を縦貫道開通までに設置して、建設予定の丹波サービスエリア等で特産品、名物料理などとして売り出す考えはないか、お聞きをいたしておきます。町内3カ所の野菜市を集めまして、丹波サービスエリアで売り出す計画もあるようでございますが、現在の道の駅の野菜市は、よく売れているのは、お客さんが野菜を求めて来ている人が多いから売れるわけでありまして、サービスエリアでは休息で立ち寄る人がほとんどでありまして、大根とか、白菜を買うということは、ちょっと考えられないので

すね。したがいまして、農産物よりも即食べられるものとか、土産用の加工品、例えば、漬物などが、よく売れるのではないかなというふうに考えております。

高知県の香美市物部町の「べふ峡温泉」には、「喰うしかない」という名前のハンバーガーがあります。これは、駆除したシカの肉を有効利用しようと考えられたものでありまして、そして、地産地消の一環で、シカ肉のチンジャオロースが、小・中学校の給食メニューで好評だということでもあります。さらに、香美市と徳島県那賀町との広域対策協議会では、シカ肉加工施設の運用を開始し、名物料理を売り出す考えもあるようございまして、本町においてもシカ肉加工施設を縦貫道開通までに設置する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 御提案の施設整備とシカ肉の加工品等への活用につきましては、シカ肉は使用できる部位が限られておりますので、大半を占める使用できない部分の処分方法を初め、シカ肉加工品やシカ料理の開発方法など総合的に検討してまいりたいと考えております。その他、いろいろ御意見、聞いたことは、事実だと思います。野菜だけを買いに来てるのではないということは、事実だと思っております。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） シカを駆除しても売れないということで、その処分にも駆除班等は困っておられるわけでありまして、これが売れるということになりますと、駆除頭数も増えてくるということが予測されまして、獣害を逆手にとりましてシカ肉を売り出すということで、地域活性化が図れることは間違いないというふうに考えられますので、実施に向けて調査研究をする考えをする考えはないか再度、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 調査研究させてください。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、建設予定地の丹波サービスエリア付近に桜、もみじを植栽し、イノシシ、シカ、猿公園を設置しまして、獣害対策先進の町として、PRする考えはないか、お聞きをいたしておきます。御承知のとおり、福知山市動物園では、イノシシのウリ坊の背中に猿のみわちゃんが乗りまして、物すごい人気者となりまして、経済効果も8億5,000万円といわれております。まねをするわけではありますが、本町でもイノシシ、シカ、猿公園を設置すれば、ひょっとしたら何かに乗るんちゃうかなというイノシカもみじは非常に組み合わせがよいということで、話題を呼ぶのではないかなという予感がいたしております。

獣害対策をきちっとやりまして、先進町としてPRする考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。増え続けます有害鳥獣対策として、逆転の発想で御提案いただきました。御承知のとおり、シカなどは農林作物に多大な被害を与える有害鳥獣として駆除対策を講じています現状から、シカなどはマイナス要素となると考えますし、さらには、えさの確保、ふん尿処理などの環境衛生対策の課題もありますので、こうした公園の設置は困難ではないかと現状考えております。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） イノシカもみじに特にこだわるといことはございません。子供さんが動物とふれあいができるヤギとウサギ公園でもいいわけではありますが、本町に立ち寄っていただくためには、やはり特徴あるまちづくりを進める必要がございますし、丹波サービスエリアを拠点とした観光施設が有効と考えられますことから、早急に丹波サービスエリアの調査にあわせまして、調査研究を進めてはどうかということで、再度、町長のお考えお聞きいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 特徴となるようであれば、そういうことに積極的に取り組みたいというふうを考えております。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 3点目は、町税、使用料等の徴収等につきまして、お聞きをいたします。平成21年度決算では、町税を初め、国保税、下水道料金、保育料、学校給食費など、滞納となった町税と使用料の合計額が5億4,117万円余りになります。とにかく、滞納がないのは、たばこ税だけでございまして、44の目節で滞納があるということでございます。旧和知町では総合納入通知書作成システムによりまして100パーセント近い収納率がありました。旧丹波町においても納税貯蓄組合というのがございまして、収納率の向上に寄与いたしておりました。合併後の行財政で悪くなったのは、町税等の収納率がその一つではないかなというふうに思っております。この状況を何とかしなければ、地方自治の根幹も揺るがしかねない事態になってくるおそれがあります。負担の公平の観点からも解消しなければなりません。このまま放置すれば、さらに収納率が低下するということが考えられます。

そこで、町民税普通徴収と固定資産税の納期を10回～12回にする考えはないか、お聞きをいたします。町民税普通徴収と固定資産税の納期は現在4回でありまして、1回当たり

の納付額を少額にすることによりまして、収納率は間違いなく向上を考えると考えられます。町民税は納付決定の関係から6月ですから10回ということになるとと思いますが、固定資産税は評価変え時は11回で、その他は4月からの12回と、こういう分割の納期にする考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町民税あるいは、固定資産税の納期につきましては、各税の納期が重ならないように、まずしておりまして、それぞれで、4回の、年間8回の納期としていたるところでございます。納期の回数につきましては、各税の納期の回数を増やすことにより、1回の納付額が低額となる一方、納付する手間などが増えることもあり、導入効果もあまり見込めないと思われますので、今のところは考えておりません。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 京都府内の市町村で20年度の収納率は、本町は低いほうから2番目でありまして、どんなことをしても、これは向上させなければなりません。収納率の向上が見込めることは、すべて取り組む姿勢が大事であります。

例えば、固定資産税を20万円払われている方がございましたら、5万円を4回払われているわけでありまして、12回払いにすることによりまして毎月1万7,000円と、これは、払いやすくなるわけでありまして、特に口座振替の場合は1円でも預金が不足しますと振替ができないということでもありますので、少額に分割することによりまして収納率は向上すると考えられます。また、町民税の特別徴収は12回払いやっております、なぜ、10回から12回の納期にできないのか、その理由について再度お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細ですので、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 一谷税務課長。

○税務課長（一谷 寛君） ただいまの、御提案でございますが、回数につきましては、1回にしますと、低額になるということで、納めやすくなるというようには思いますが、今のところ、高額によりまして支払いにくいのでという御相談いただいている方が、年間数件ございまして、そういう方につきましては、御相談をいただいた方につきましては、回数を納入可能な回数にさせていただいて、納めていただいているというような状況でございまして、回数を増やす方法としましては検討はさせていただきますが、現時点では要望が少ないのではないかと考えております。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 滞納になってる人は、言うてきはる人は滞納になってへんのですよ。その滞納になっとる人は言うてきはらへんさかい残っているわけでありまして。それを、実情わからんとして、そういう答弁をされますと、これ話にならんということになりますので。これ、やらへんということやったら、税務課長、ほんなら、夜間窓口の開設、月末にやりますね、年末と年度末の管理職における特別徴収やっていますが、それ以外、なんか新しい方法があるんですか。それ、言うてくださいよ。

○議長（西山和樹君） 一谷税務課長。

○税務課長（一谷 寛君） 納めやすい納税方法について、全く検討をしていないというわけではございませんでして、ただいま常に納税者が納めやすい環境づくりにつきましても検討をさせていただきたいというふうに考えております。回数につきましても、今後、十分検討をさせていただきながら、調査研究をしていきたいというように思っておりますが、1点目には現在、地方税機構のほうに、税の徴収のほうにつきましても移管をいたしまして、税機構のほうで賦課の共同化につきましても、随時検討を進めているところでございまして、その、賦課の共同化の作業の中の一つとして、納期の件につきましても検討を、調査研究をしていきたいというように考えてございまして、今のところは、すぐに回数を増やすというようには考えていないという回答で御理解をいただけたらというように思っております。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） これ以上は言いませんけども。具体的な方法がないのに、提案されたことを、しません言うのは、それ何の対策もないわけでありまして、最終的に2回聞いて、調査研究することなんですけども、税機構なんていうのは、まだ先ですよ、これ。そういう、後で言いますコンビニ納付の納付書発行するのなんかは。今のことを言っているんであって、やはり、今のこの滞納の状況を見て、やはり具体的な対策が出てこないということは、こんなことでは、徴収率が上がらんというように思いますので、さらに研究を深めて、早く実施をしていただきたいと思います。

次に、口座振替の事前通知をする考えはないか、お聞きをいたしておきます。

町民税普通徴収と固定資産税の口座振替日をうっかり忘れておって、預金の残高不足で口座振替ができないケースが多いのではないかとこのように考えられます。

町民税普通徴収と固定資産税の納期を覚えておる人も少ないのではないかなと思いますし、事前に振替日を通知することによりまして、確実に収納率は向上するというふうに考えられますので、事前通知をする考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町税の納付金額や納付期限等につきましては、納税通知書や賦課決定通知書等に記載して、まず通知いたしております。また、年度当初に町税等納期一覧表を全戸配布し、そして毎月のお知らせ版に納期限の税目をお知らせしておりますので、更に口座振替の方だけの事前の通知につきましては、今のところ考えておりません。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 事前通知はしないということですので、この口座振替の収納率の向上の対策を早急に考えて実施をしていただきたいと。今何するのやというても、多分答えが出ないと思いますので、それは聞きませんが、やっていただきたいということでございます。

次に、コンビニ納付を実施する考えはないかお聞きをいたします。

コンビニは非常に便利でございます、特に若い人が立ち寄るケースが多く、毎日これ夜間窓口を開設しているようなものでございまして、コンビニ納付を実施した自治体の収納率は非常に向上しております。町税では将来、地方税機構での課税業務に合わせましてコンビニ納付に対応する納付書を発行するというふうに聞いておりますが、それまでに町税の普通徴収や使用料の普通徴収及び滞納分に限定されますが、コンビニ納付を実施する考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） コンビニ納付につきましては、京都府下では26市町村のうち軽自動車税のみをコンビニ納付している3市を含めまして6市が実施している状況にあります。本町としましてはその実施団体等での利用実績や収納効果などを調査し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 水道使用料は6,191万円余り、また下水道使用料は2,739万円余り滞納がありまして、これらについてこのコンビニ納付を実施しまして収納率を向上する考えはないか再度お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 御提言本当に前向きとかいう意味じゃなしに検討したいと思います。苦慮しておりますので慎重に検討することをお約束します。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、クレジット納付を導入する考えはないかお聞きをいたします。

いまやキャッシュレスの時代でクレジットカード払いの全盛期でございます、電話料金、

それから電気料金、高速道路 E T C の利用料などあらゆるものがクレジットカードで支払えるということになっておりまして、クレジット払いになりますと現金が手持ちになくても支払えるわけでありまして、確実にこれは 1 0 0 % 収納になります。手形と違いまして。納付方法の選択肢を増やしまして収納率を向上させるためにクレジット納付を導入する考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） クレジット納付の実績につきましては、現在のところ利用要望、利用実績もほとんどなく、導入効果なども見込めないと思われまますので、クレジット納付の導入について今のところ考えておりません。しかしながら、納税者が取めやすい収納体制づくりなどの調査・研究に努めますとともに、町税等徴収率向上対策委員会におきましても各種使用料金等の収納を含めた町全体の収納等についての検討を進めていきたいと思いまますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） クレジット納付は今のところ実施する考えはないということですが、将来的には、これは提案ですよ、例えば三井住友カード（株）と提携しまして、仮称京丹波タウン V I S A カードを発行しまして、このカードでこの町税とか水道料金を支払った場合はポイントをつけまして、それがまた商品にかえていただくというような、仮称京丹波タウン V I S A カードを発行する考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それこそ調査・研究させてください。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、税に関する教育を更に推進する考えはないか、教育長にお聞きをいたしておきます。

納税は、これは国民の義務でありますから、やはり小・中学校の義務教育の中で本町の将来を担う子供たちの納税意識の向上を図るために、しっかりと税についての教育を行うことが大切であり、税に関する教育を更に推進をするお考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 税に関する教育を更に推進する考えはないかという篠塚議員さんからの御質問でございます。

税に関する教育につきましては、小学校の段階から税にかかわる学習をすることは大変重要であるというふうに認識をしております、小学校、中学校の社会科の中で学習すること

になっております。内容は税の仕組み、あるいは税の種類、納税の義務、税の集められ方や使われ方などについて学習をしております。また、税務署から講師を招いて租税教室を実施している学校もございます。また、口丹波納税貯蓄組合連合会が募集をされております中学校の税についての作文募集にも積極的に取り組んでいる学校もございます。

税に関する教育は大変重要でございますので、今後とも学校と連携してしっかり取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） これをもって篠塚信太郎君の一般質問を終了いたします。

ただいまから暫時休憩をいたします。

午後2時35分まで休憩といたします。からといたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、原田寿賀美君の発言を許可します。

原田君。

○11番（原田寿賀美君） それでは、第4回定例会におきまして、先に通告しておりました通告書に基づきまして一般質問を行います。

初めに、寺尾町政発足1年が経過いたしました。マニフェストに基づき町政が進められておりますことを住民の皆さんとともに期待を申し上げるものであります。

町長は、住民の皆さんとのふれあいを大切に、その理念に基づき、各事業並びにイベント等に積極的に出席をされ、親しく住民の皆さんと接しておられる場を見てまいりました。また、町政懇談会を町長と語るつどいに改め、会場、日々を増やされ開催され、多くの皆さんと接しられ、意見や要望をつぶさに収集され、今後の行政に生かされることに対しまして敬意を表するものでございます。

それでは、質問に入ります。

まず1点目、平成23年度予算編成について質問をいたします。

次期新年度予算の編成時期を迎えまして、特に町長主張の医療・福祉において住民の要望にこたえることのできる予算編成を考えておられるのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

なお、この件につきましては、午前中の横山議員の質問の中でも答弁されておりますので、

ある程度理解をしておりますことを申し添えておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成23年度予算編成の基本方針は、基礎的自治体の使命であります住民福祉の向上を図るため、安心、活力、愛のあるまちづくりに向けた諸施策を更に推進し、住民満足度の向上を図ることとまずいたしております。また、一方で、将来を見据えた長期的視野のもとに安心かつ安定したまちづくりに積極的に取り組むため、財政健全化のさらなる推進と常に町民目線に立った優しさとぬくもりのあるまちづくりを柱とした行財政運営に取り組むことといたしております。特に医療、福祉分野につきましては、安心のあるまちづくりと位置づけ、各種関係施策について住民の要望に対応できるよう引き続き積極的な取り組みを展開していくことといたしております。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） ただいま御答弁をいただきまして、医療・福祉面にも十分な予算の編成をというお答えをいただいております。むだをなくして、きめ細かな予算編成を希望するものであり、私たちからとりますと、かゆいところに手が届く、こういった予算でなければなりません。すべて住民の皆さんの血税であると思っておりますので、町民のための仕事とお金になりますことを希望いたしまして、次の質問に入ります。

2点目、平成22年度予算並びに事業の執行について質問をいたします。

本年度予算及び事業の執行につきましては、現時点、点検、総括の時期が迫ってきております。現在、施工中の工事関係の工期内完成は保障できるのかお尋ねをしたい。

初日におきましても、学校関係等におきます工事の変更契約も上程をされまして、工期あたりが心配をされる部分であります。この点につきましてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、施工中の工事につきましては、年度内に完成すべく、現在、精いっぱい取り組んでいるところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） 現在、進行しております工事につきましては、概算ですけれども、町道関係で16工事、さらには学校関係が4工事、交通安全対策が2、保育所が1、ため池1、林道が1等々あるように伺っております。しかし、これから時期的にもお天気が心配になってきます。そういった部分も踏まえて、本当に約束した時期に工期が完了するのか、そ

のあたりが心配になりますが、もう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 細かくは担当課から答弁させますが、昨年も事故繰越なんかが発生しましたので、そういうことのないようにしっかりと指導していきたいというふうに考えております。

残余については、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 工期内の完成の件でございますが、11月末時点でまだ完成検査を迎えていない発注工事が、土木建築課の予算の関係では29件ございます。あと、他の予算について管理している件数が9件ございまして、まだ完成に至っていない件数が38件ございますので、今現在工期内、3月末時点で検査を行えるように努力をしておりますので、工期内完成を目指して今後とも管理の方を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） 大変だと思いますが、今も申し上げましたように、これから工期と言いますか、条件が悪くなる部分があるかと思っておりますので、十分誠意を持って完成できるように頑張ってくださいと思います。

それでは、次に上乙見地内の水道布設管の跡の道路舗装の修復工事、さらには中山地内のバス回転場進入道路整備の工事にかかわりまして、恐らく22年度工事に予算化もされていると思っておりますので、このあたりの着工時期についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 上乙見地区の道路舗装復旧につきましては、今年度執行する予定でまっております。地元区長様と11月中旬より連絡しまして協議中でございます。近々、現地立会いを行いまして、2月上旬に着工の予定でございます。

もう一つ、中山バス回転場の整備につきましては、現在、測量設計業務を業者に委託し、進めているところでございます。また、国土交通省と工事許可24条申請にかかる事前協議もあわせ行っておりますので、整い次第工事発注をしまいたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） 次に、安栖里地内の1件でございますが、豊昌池の改修工事、これが合併前だと思いますが、5、6年前から持ち上がっておりまして、ボーリング調査等々実施をされているということをお聞きをいたしておりますが、今後の見通しについてお尋ね

をしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 安栖里地内の豊昌池の改修につきましては、9月に議決いただき策定いたしました京丹波町過疎地域自立促進計画で、平成24年度からの事業としてまず位置づけを行っております。どのような改修工事をするのか、どんな補助事業を活用するのかなどにつきまして、地元と協議をさせてもらって、年度内には方向づけをしてまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） ただいま具体的なお答えをいただきまして、特に地元の皆さんにおきましては中山間地の補助事業を使われて5年間経過をしたということで、負担金等も準備をされながら、今か今かと待っておられる状況だというように思っております。そういう運びもございますので、長く時間を掛けますと役員も交代をされたりして、なかなか厳しい状況もあろうかと思えます。一日も早く、今おっしゃっていただきましたような内容におきましてお取り組みを進めていただきたいというように思っております。

いずれにいたしましても、町民あげて喜び、お祝いができる日を迎えられることを期待いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

3点目、明るく元気で安心なまちづくりについて、若干お尋ねをしたいと思います。

まず、消防及び防災関係でございますが、特に消防におきましては消防団員の皆さんは住民の命と財産を守るという信念で、生業と消防団活動に日夜御努力をいただいておりますことに対し、深く敬意を表したいと思えます。

さて、本年、和知地区の私の所属しております西部ブロックで2件の火災発生がありました。消防団員の皆さん、あるいは関係者の皆さんの消防活動によりまして最小限の被害にとどめていただくことができました。本当に皆さんにお礼を申し上げるとともに、今後、地域ぐるみで防火思想を徹底してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、防災関係ですが、災害は忘れたころにやってくるとよく言われます。本当に6年前、台風によりまして被害が発生をいたしております。特に和知地内では倒木や間伐材の流出によりまして被害が多く見られました。木材価格の低迷により、山の管理不足、あるいは間伐材の放置が原因と考えられました。町長の今後の取り組みについてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに平成16年の台風23号の被害によりまして、風倒木が多かつ

た仏主地区については、平成19年度から災害に強い森づくり事業を取り入れられ、荒廃した森林の健全化を図るための森林整備を目的に、風倒木の除去を行い、広葉樹の植栽をして水源流域の機能の回復をまず行いました。また、平成22年度からは同じ台風被害のあった水呑地区で事業を進めております。このような事業の活用により、森林整備、治山堰堤の設置など治山事業等を通じて災害に強い森林環境を整えているところでございます。

災害に強い森をつくるためには、山が適正に手入れされ、管理されることが重要であると考えております。災害防止という一面を担ってきた林業は非常に厳しい状況に置かれておりますが、国が示す森林・林業再生プランにおいては木材自給率50%を目標にした森林・林業施策が行われようとしております。国の施策は平成23年度から搬出間伐を伴う施策に対する交付金事業が中心となりますので、これらを活用しながら良好な森林環境を維持できるように取り組んでまいります。あわせて良質木材の育成を目指した間伐などの施策ができますように、林道や作業道などの路網整備を促進してまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） 御答弁をいただきました。本当に現場に行けば痛ましい現状があります。当然人力ではどうすることもできないのが現実だというふうに思います。

そこで、先般の集落での話合いの中で、木材の見直しがされて森林組合の事業、今、町長からも答弁がありましたように、間伐材の利用等々搬出作業に至るまでの事業計画がされているということもお聞きをいたしまして、本当に心強く思っておるところでございます。当面、荒れ果てた山林でございますので、やはり行政も積極的な支援をされますことをお願い申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

現在、突然の地盤沈下があり、家屋の倒壊がテレビで報道されました。過去に発生した和知地震、いわゆる三峠地震とも言われましたが、このときには家屋が1戸全壊し、あるいは和知地区の大簾地内では地滑りがありまして、地盤が沈下をいたして段差が発生をしております。これもいまだに後遺症が残っております。そういった軟弱な地盤であると考えられます。

そこで、特に鐘打鉦山の跡地が懸念をされます。関係者が閉山時期には綿密な調査もされたと思いますが、そういった地盤沈下により被害等が報道されますと、やはり一番先に思いますのが鐘打だと思いますが、このあたりについての行政としての状況等御承知いただいております。お教えをいただきたいのと、今後、どのような対応をされるのか、あわせてお願いをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 鐘打鉦山は昭和57年9月の閉山以来、通洞坑はコンクリートで封鎖され、坑内の各入り口は鉄骨で封鎖されております。閉山後は国において地表の変化調査や水質調査を8年にわたり実施されました。平成2年には調査結果に基づき、落盤・陥没の危険性や水質汚染の影響はないと判断され、現地監督を終了されております。以上の経過に基づきまして、今後も鐘打鉦山跡地における心配はないものと現状は考えております。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） それでは、このことは国あるいは府の管理下だと思いますので、地元の行政として今後も十分一環としておいていただいて、管理を十分監視をお世話になっていきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、次に入りたいというふうに思います。

保健福祉関係についてであります。だれもが願うことは一緒だと思います。健康で幸せな日常生活が送れることだというように思っております。このことにつきまして、やはり今後医療機関の充実、重要性が更に求められますが、医療機関の充実についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年、確かに町長に就任しまして、就任直後の12月定例会で町内の公的医療機関につきましては、私の任期期間中は公設・公営で運営を行うことと明言させていただきました。今後も医療機関の重要性を認識いたしているところでございます。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） 町長は就任早々和知診療所の1件で行動されていることも承知をいたしております。また、更に委員会も設置をされ、町内の医療機関について審議をされるというところで、本当に取り組みについて心強くは思っておるんですが、やはり町長の信念に基づいて審議会においてもやはり積極的な協議をされまして、一日も早い目的達成のために頑張っていきたいと思っておりますし、また、関係の皆さんとともに頑張っていくことを申し上げて次に入りたいと思っております。

次に、過疎化に伴います一人暮らし家庭の増加が見込まれておりますが、現在の民生児童委員さんの体制で対応できるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 民生児童委員さんには一人暮らしの高齢者の見守り活動のほかに、障害のある方や母子など、社会的な支援を必要とされる方への対応に日夜大変な御苦勞をいただいております。民生児童委員さんの定数につきましては、都道府県知事が決定をすること

となっておりますが、京丹波町民生児童委員協議会において今期中に全町的な委員配置の再編について検討いただくことといたしております。町といたしましても、その結果を受け、委員定数を含めた全体的な体制について京都府に対し意見具申してまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） 確かにこれ、11月28日の京都新聞と思いますが、民生児童委員さんの京都府、滋賀県による記事が載っておりました。ここでぱっと目に付きますのが、民生委員京滋で113人欠員ということと報道されますと、やはりだれもが感じますが、やっぱりまだまだそういうあれができてないんだなというように感じますので、中を読んでいきますとそれぞれの地区において、いろんな民生児童委員さん等の御苦労も表示をしておりますて、一定理解ができるわけなんです。

思いますときに、やっぱり六十数年前、一人暮らしでおきばりをいただいております皆さんは、おじいちゃん、おばあちゃんと表現しましょうか、しかられればお許しをいただきたいと思いますが、一家の大黒柱である夫や子供のかわりをされて社会に貢献されて御苦労されてきたという事実があるかと思います。今、私たちが幸せに暮らせているのも、そのことがあったからだと思っても間違いはないと思います。

そこで、私たちが幸せに暮らせているそのことを民生児童委員さんの1つでも2つでもお手伝いができるような下部組織と言いますか、支援組織と言いますか、その表現はわかりませんが、そういった地域あげてお助けができるようなそういった組織化は考えておられないかとお尋ねをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それじゃ、お答えいたします。民生児童委員さんの任期が本年の11月末に満了となりましたことから、去る12月3日、新たに78名に委嘱状の伝達をさせていただいたところでございます。京都府でも29人もの欠員が出ているとの報道もありましたが、幸い、本町におきましては人選に御尽力いただきました区長様のおかげで欠員が生じることがなく、定員どおりまず就任いただくことができました。その上で、なお、一人暮らしの高齢者への対策につきましては、町の最重要課題と認識いたしております。民生児童委員さんに依存するばかりではなく、地域の皆さんのお力もお借りしながら、町全体として取り組んでいくように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） 民生児童委員さんと出会いをしてお話しておりますと、本当に

一人暮らし、あるいは今町長に答弁いただきましたように、かなりの任務があるということで、365日ほとんど気を抜くことができないというようにおっしゃっておいりました。特に台風だとか大雨、大雪、災害の場合が大変だというふうにおっしゃっておいりました。私1人では到底訪問したりできませんので、家族ぐるみで手分けをして任務を果たしているというようにもおっしゃっておいりますので、やはり地域ぐるみで支えていく仕組みを考えながらやっていく必要があるのではないかなというように考えておいりますので、今答弁をいただきましたように、本当に地域ぐるみ等々検討をいただきまして、頑張っていっていただきたいというように思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、続きまして、だれでも元気なときは健診のことなど気にならないのが常だというふうに思っています。しかし病気になってからでは遅いことも大切であるということで、一般啓発をしていただく必要があろうかと思えます。

病気は、早期発見、早期治療が大切であるが、そのための健康管理、健診に対する事業の充実は図れているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町におきましては、疾病の予防や早期発見、早期治療のために京都府内では唯一各種がん検診を含め、すべての検診を無料で実施いたしておいます。また、昨年度からは休日検診や女性特有のがん検診推進事業を実施するなど、新たな取り組みも進めておいます。今後におきましても全額無料の検診を継続するとともに、検診結果を受けての健康管理や疾病の治療について身近なかかりつけ医としての町内医療機関と連携をより深めてまいりたいと考えておいます。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） 確かに決算書でもきめ細かく検診項目ごとに受診率等をあげていただけておいます。

受診率が上がればいいというものでもないというふうに思っていますので、やはり1人でも2人でもと言いますか、そういった疾病等と検診の成果をあげていただけるようお願いをしておきたいと思えます。特に健康についてはだれもが健康でありたいという願いがありますので、やはり町あげて取り組んでいく方向づけを更に強めていっていただきたいことをお願いして、次に入らせていただきます。

それでは、保育所、幼稚園、学校活動について御質問していきたいと思えます。

まず、通学路の管理体制や雪、雨天時の安全な通学路の確保はできているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 通学路の安全確保についての御質問でございます。

児童生徒の安全な登下校の確保につきましては、児童生徒への直接の指導をはじめ、平素から学校と保護者、地域の皆さんと連携を図る中で継続的に実施をしているのが現状でございます。

具体的には、教職員による地域別の危険箇所点検や登校指導、地域のボランティアの皆さんによる見守り隊活動などを定期的に行っております。また、風水害の警報発令時におきましては、教職員が引率して下校指導を行ったり、保護者による出迎えで安全を確保したケースもございます。

特にことしは秋に入りましてクマの出没が頻繁にあったことから、該当地域においては教職員による見回りや出没地区においては保護者の送迎による危険回避も行ったところでございます。しかしながら、町内の通学路は広範囲にわたっておりますことから、教育委員会関係者だけの対応には限界もございます。特に道路管理につきましては、夏場の除草対策や冬場の除雪対策などは人的作業も必要なことから、それぞれの道路管理者にお願いし、適宜対応を願っているところでございます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） ただいま御答弁をいただきまして、私も1年間ほど現場等見させていただいて、毎月1日と15日の日はそれぞれの町の交通安全指導員さんがポイントポイントに立っておられて指導されていることも見ます。また、青少年健全育成協議会の先生方が毎月1日ですか、これ、現場の学校の校門にお立ちになったりして、そういった子供を見守ってされている姿も見ます。これは本当に地域ぐるみで安全な学校生活が送れるように見守っていただくということで、大変有り難いことだと思いますので、更なる活動に期待をさせていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、校医及び養護教諭の確保について、元気な子供たちを育成する必要があると考えますので、特に健康面、町の考えをお尋ねしたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 元気な子どもさんを育成していくということにつきましては、子どもたちの健康増進だけではなく、様々なことに対する意欲や気力といった精神面の充実、また、豊かな人間性を形成し、自ら学び考える力を養う上で、その最も重要な要素を担っているとまず認識いたしております。引き続き活力ある元気な子どもたちを育成していくため、学校医及び養護教諭の確保に努めることはもとより、学校現場全体でそれぞれの連携を密にし、

より一層各家庭、地域社会とも相互連携を深めることで子どもたちをあらゆる方面から育み、見守っていくことが大変重要であると考えております。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） 日々の緊急対策として、学校内での疾病等、けが等が発生をした場合、やはりかかりつけの医師、いわゆる医療機関が大切かと思いますが、このあたりについてもやはりそれぞれ学校で確保できているのか、そのあたりをお聞きいたしたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） それぞれ毎日の子どもたちの生活におきましては、本当にいろいろなけがとか突発的な事故が起こるものでございます。学校におきましては、それぞれそういったときには近くの医療機関、また、もう少し大きな病院という形で、それぞれの学校、園におります養護教諭は常に医療機関と連携をして対応しております。また、近くの医療機関で対応できない場合は、大きな公立病院あるいは京都市内等も出かけて、保護者の了解を得ながら適宜医療機関へ搬送したりと、あるいは救急の方をお願いしたりというような状況でございまして、そういった対応につきましても非常にきめ細かく学校の方では対応できているというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） 続きまして、平成21年度より子供会活動の助成が決算書では打ち切りとなっています。しかし、今も御答弁いただいておりますように、やはり元気で健康な、そして活力のある地域助成を今後行う意向はないかお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 京丹波町子供会活動の助成につきましても、平成18年度から20年度の3か年間、京丹波町子供会活動推進助成交付要綱に基づきまして助成の交付を行ってきたところでございます。

子供会活動の主な内容は、新入生歓迎会、あるいは夏休みの旅行、クリスマス会、卒業を祝う会などでございます。

しかし、近年の少子化の影響を受けまして、集落ごとでの活発な活動が困難な状況でございます。

本年9月には青少年育成協会におきまして、これからの子供会活動を考える上で、その活動内容について照会を行いまして、それぞれの子供会の実態を調査したところでございます。

今後、青少年育成協会を主体に子供会活動の推進を図る活動等につきましても、十分検討し

てまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） 本当に子供会活動を通じて地域の皆さんとの交流が求められているというふうに思います。私も含めてですが、自分の住んでいる地域内での子供たちの現状が本当に今申し訳ないですがつかめておりません。これも先ほどから出ておりますように、やはり地域の間関係の希薄化等々が呈して、本当に言葉で申し上げますが、学校教育の視点を家庭、あるいは地域の連携に持っていく。そのためにも子供会活動の助成というのは必要だと思いますので、更に検討をいただきまして、復活をいただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

公共施設の譲渡についてであります。条例では生活改善センター等々、公民館的な利用の施設を町の施設として条例化されております。これにもそれなりの理由がございまして、町の施設として建設された物件のうち、責任期間が経過、補助金の適正化をしているものについて該当集落等は無償で譲渡される考えはないのかお尋ねをするのと、また、譲渡される場合、何か課題が発生するのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町の施設は行政財産と普通財産にまず分類されます。普通財産の譲渡は可能でございますが、行政財産につきましては行政施策運営の手段として取得した施設であるため、譲渡することがまずできません。しかしながら、公共施設等の有効活用の観点から、一定、実態に即した見直しも必要であると認識いたしておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、譲渡した場合の課題につきましては、まずは安全性ということになるかと考えております。以上です。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） 確かに御答弁いただきましたように、先般の議会で資料としていただいております。この中にもそういった施設名と本当にたくさんの施設があるように思います。特に今申し上げましたように、公民館的な要素を持っておりまして、特に生活改善センターというのは公民館と何ら変わりございませんので、現時点もほとんど地元の財政によって運営管理をしておられるというふうに思います。したがって、できるものであれば地元の財産として譲渡していただけたら大変有り難いなと思っております。

そこで心配しますのは、固定資産税が恐らく発生してくるというふうに思います。このあ

たりの部分についても該当する集落の区長さん等ともお話をいただきまして、よろしく処理をされたらいいなと思います。

それと、もう1点お願いしておきたいのが、こういった公民館的な部分じゃなくして、ライスセンター等々とします農業施設にかかわります施設もございまして、それも現所在地元の集落団体にお貸しをいただいているというような状況です。ところが、以前の部分から見ますと、かなり機械も増えたりして、工事をしたいというように思っておられるそうですが、自分の持ち物でなければ工事が進められないということもありますので、そのあたりも十分吟味をしていただいて、よろしくお願いをしたいと思います。その件だけちょっと聞かせてください。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それじゃ、詳細については担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 農業施設ということでございしますが、それぞれ使用実態等も異なろうかと思しますので、また実態を調査した上で対応を検討してまいりたいと思しますので、よろしくお願いたします。

○議長（西山和樹君） 原田君。

○11番（原田寿賀美君） それでは、これで私の質問を終わりたいと思いますが、寺尾町長、畠中副町長と各管理職の皆さんが本当に連絡、報告、相談を密にされまして、住民主体の行政を進めていただくことを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） これをもって、原田寿賀美君の一般質問を終了いたします。

次に、松村篤郎君の発言を許可いたします。

松村君。

○12番（松村篤郎君） 松村篤郎でございます。

それでは、第4回定例会の通告書に従います一般質問をただいまからさせていただきます。まず初めに、畑川ダム周辺整備計画の策定について4点ほどお尋ねしたいと思います。

畑川ダム周辺整備につきましては、ダム建設同意条件といたしまして、早期に実施計画を作成されたいと思っております。ダム周辺整備につきましては、地元同意条件といたしまして、畑川生活用水貯留施設、いわゆる畑川ダムの建設事業に伴う基本的事項に関する協定書、これは平成5年3月31日に締結されております、にも明記されておりますように、地元下山区並びにグリーンハイツ区から、これは畑川ダム対策協議会を通じてではありますが、いろんな要望事項も今日まで適宜提出していたところでありまして、この辺のところを町長は現在

どのように認識されているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 畑川対策協議会及び黒瀬区対策委員会、そして京都府と当時の丹波町の間で協定書が締結され、それに基づいた要望に対して適宜整備を進めているとまず認識いたしております。今後においても、地域の振興と住民生活の向上のため周辺整備に取り組んでいくことといたしております。以上です。

○議長（西山和樹君） 松村君。

○12番（松村篤郎君） ただいま町長の答弁では前向きに検討していただけるものとお受けをいたしました。今も申されましたように、基本的協定の中で周辺地域整備に当たっては地元の要望を踏まえ、ダム対策協議会、黒瀬区対策委員会、それと京都府知事、当時の荒巻知事、それから、当時の丹波町山崎町長が相互に協議して誠意をもって地域の振興と住民の生活向上を図るものとなっております。このことを十分踏まえていただいて、今後の計画策定に尽力をお願いしたいと、重ねて申し上げておきますので、よろしく願いいたします。

2番目の件でございますが、ダム湖周辺整備計画策定委員会の立ち上げはいつなのか、具体的な整備計画はどのように推進されるのかお伺いいたします。

去る9月29日に畑川ダム対策協議会と町執行部との話合いの場をもっていただきました。その話合いの中でも策定委員会の早急な立ち上げをお願いしてまいりました。京都府との調整で少し時間が必要だとお聞きしておりましたけれども、その後、先進地等の視察も行われまして、私も参加する予定でしたが、当日は臨時議会がありまして参加できませんでして、本当に残念でありましたが、そうした視察も行われてきて、その後、進展の兆しが協議会の方へ何らないということで、その辺のところ、現時点の見解をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 畑川ダム周辺整備計画につきましては、周辺整備計画策定委員会を立ち上げた後に対策協議会、あるいは京都府・町の三者で協議しながら具体化していくこととまずいたしております。

11月末に策定委員会立ち上げに向け対策委員会役員と京都府を交え打合せ会を行いました。1月中旬に委員会を開催したいと考えております。

○議長（西山和樹君） 松村君。

○12番（松村篤郎君） それでは、お尋ねしますが、策定委員会の構成はどのようになっていますか、お尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

- 町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。
- 議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。
- 土木建築課長（十倉隆英君） 策定委員会の構成でございますが、畑川ダム対策協議会の方から5名の方、また、京都府の方から2名の方、そして、町の方から企画政策課、産業振興課、そして土木建築課が事務局ということで対策委員会の方を立ち上げることであります。以上です。
- 議長（西山和樹君） 松村君。
- 12番（松村篤郎君） 先ほどの協定書の第3条に町の基本的姿勢として町は地元関係者の心情や立場を十分に尊重し、地元関係者との協議等を円滑に進めるとともに、事業の施工に伴う周辺整備等については積極的に取り組むものとするであります。先ほどもお伺いしましたように、このことへの認識は十分お持ちなのか、もう一度確認いたします。
- 議長（西山和樹君） 寺尾町長。
- 町長（寺尾豊爾君） 今御意見のとおりでございます。地元の皆さんの心情を十分基本として、今後の協議を進めていく、そして施策の実現を目指すということであります。
- 議長（西山和樹君） 松村君。
- 12番（松村篤郎君） 今の答弁でも余り伺えないわけなんです、地元のダム対策協議会におきましては、町の対応の遅れにいらだたしささえ感じておるところでございます。したがって、協議会の方では周辺整備計画を作成するために、既に委員の中で動き始めておりますことを申し添えておきます。
- それでは、3点目の町道235号線の工事の進捗状況についてお伺いいたします。
- 6月議会でも質問いたしました際、ダム工事完成の24年度中には開通し供用できると御答弁いただいておりますが、南丹市側との調整が現在進んでいるのか、また、現在下山側でJRの線路との傾斜の部分が工事されておりますが、この工事が完了することでいつごろになるのか、また、それで町道235号線約2,000メートルの延長の中で何%の進捗率になるのかお尋ねをいたします。
- 議長（西山和樹君） 寺尾町長。
- 町長（寺尾豊爾君） 235号線についてですが、現在、京都府と共同施工をまず行っております。用地買収も平成21年度において完了しまして、平成24年度のダム完成に合わせてよう工事を進めております。

南丹市側につきましては、今年度測量調査費を計上いただきました。計画について地元自治会と協議を進めていただいております。先日、京都府、南丹市、京丹波町で調整するため

の協議をいたしました。

なお、本年度末の進捗率につきましては、舗装を除くということですが、延長ベース 69.6%、事業ベースで54.9%と見込んでおります。

○議長（西山和樹君） 松村君。

○12番（松村篤郎君） 京都府と南丹市及び京丹波町とで協議されたと今お聞きしたんですが、その内容につきましてはお伺いすることができますか。わかればお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 多分慎重に御質問いただいたとおりで、南丹市側ですので協議の内容についてここで答えすることができません。あるいは、詳しくも承知しない部分があります。南丹市側、住宅街に入りますので、ちょっと見守ってきたいというのが京丹波町の姿勢でございます。

○議長（西山和樹君） 松村君。

○12番（松村篤郎君） 相手方があるということで進捗状況については定かでないということでございますけれども、できるだけ協議を重ねていただきまして、ダム完成時には同時に供用できるようによろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

4点目の質問でございますが、特にこの周辺整備計画の中でお願いしたいことは、下山駅前から国道27号下山バイパスへのアクセス道路の計画をまず優先して実施していただきたいということでございます。

JRの下山駅前から旧27号線の栄農橋まで府道京丹波三和線がありますが、その間につきましてはJRの線路と黒瀬川の急しゅんな斜面に挟まれた狭い道路であります。JRの線路の上も急しゅんな斜面でございます。

先の奄美大島のような集中豪雨とか大災害が絶対に起こらないという保証はないわけでありまして、そういったときのう回路としても大変必要性を感じております。まして京丹波三和線、大変車両の通行量も多いわけでありまして、もしそういった災害がありますと、たちまち現在の町道の下山駅前線、非常に急坂の道をう回路として使うことになるわけですが、それを整備していただくのが先なのか、それよりも一層バイパスまでのアクセス道を早期に着工されるのか、その辺のことをお尋ねしたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 下山駅前から国道27号下山バイパスへのアクセス道路の必要については認識はいたしております。町道下山駅前線の改良等につきましては、府道京丹波三和線の駅前工区の整備とも関連することから、現在は質美和田工区の拡幅改良の早期完成やほか

の工区の事業計画を踏まえた上でアクセス道路の整備を検討する必要があると考えております。

○議長（西山和樹君） 松村君。

○12番（松村篤郎君） 現時点では明言がいただけないわけなんです、先の下山地域での町長と語るつどいにおいても住民から質問が出ておりました。あの道路を、現在の町道下山駅前線を何とか拡幅してほしいという意見も出ておりました、その場で町長はその考えはないと明言されておりましたけれども、その後、またその地区の懇談会に出席しますと、やはりどうしてもあの道路は拡幅してほしいという強い願いが後からもお聞きしております。バイパスへのアクセス道が早期に着工できないのであれば、是非とも急な傾斜の道ではありませんけれども、何とか拡幅整備していただけるよう、あわせて強くお願いをするわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、2点目の障害者福祉サービスの整備・充実について3点ほどお尋ねいたします。

1番目に、障害者福祉施設の更なる整備充実についてお尋ねいたします。

障害者、特に知的障害のある人につきましては、養護学校を卒業しますと地元へ戻って家族とともに生活されるか、又は障害者施設に入所するという方法があると思いますが、どちらにおいても共同作業所等へ入所して自立をしていかなければなりません。障害者家族にはそれぞれ事情や悩みがあり、日常生活に支障を来している家庭もあると伺っております。

現在、町内には丹波桜梅園、これはグループホームと伺っております。と、丹波桜梅園みずほ寮、これはケアホームと伺っておりますが2か所の入所施設がありますが、入所条件は障害区分によって分けられているようでございますが、入所者の数にも限度がありまして、入所を希望しても定員等の条件で入所できない障害者を持つ家庭もあると伺っております。

そんなために近隣の市、南丹市、亀岡市等の施設を利用して一時入所させたり、事情もあって異なる施設を何か所も利用して回られるという、そのために家族が送迎をすることになるわけですが、これが大変重い負担になっているということもお聞きいたしております。

施設入所を希望される障害者に家族があることは確かでありまして、行政の支援サービスの取り組みをどのように推進されていくのかお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年10月からは共同作業所への通所にかかる障害者あるいは保護者への経済的負担の軽減を図るために、町独自の障害者施設通所交通費助成事業を実施しているところでございます。また、平成20年6月には町内の障害者福祉事業所により新たにケアホームが整備されたところでございますが、今後も京都府と連携し、既存の施設やケアホ

ームの支援を行うとともに、特に保護者の皆さんには親なき後の将来への不安が大きいです。したがってグループホームあるいはケアホームの整備を望む声もお伺いいたしておりますので、引き続きケアホームなどの整備への支援を推進し、福祉施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活移行への受皿確保にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西山和樹君） 松村君。

○12番（松村篤郎君） 今の御答弁によりますと、ケアホーム等の新たな新設等はお考えでないようでございますが、支援はしていきたいということでございます。

親として一生背負わなければならない状況が解消されることになると、先ほど町長がおっしゃいましたように、親が亡くなるまでは面倒をみななければいけない使命にあるわけでございます。また、障害者の御兄弟に対しましても与える影響は計り知れないものがあると思うわけでございますが、そういった方に近隣の方が手を差し伸べるといってもなかなか難しく、また、第三者が立ち入るといってもなかなか難しい問題もございまして、そういった場合にはだれがこういった手を差し伸べるのか、その辺のことをちょっと町長の見解を伺いたしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） また後ほど担当課より答弁させるとしまして、これは平成16年か17年、小泉さんのときに障害者三法の適用法令が変わりました。措置から契約という名の法律改正であったと思うんですが、名前は利用者が契約先を探してよりよいサービスを得たらよいんだということですが、そのときに自己負担なんかも発生して非常に困っていらっしゃるという全般的な認識は持っております。その中で地域にできるだけ一般の方と一緒に生活することがよしという何か条項もあったようです。そこでグループホームだと思うんですが、私も1か所受けまして、10人ほど丹波桜梅園の方がサンダイコーの施設で生活をされています。これも島根なんか視察に行ったときに感じたんですが、やっぱり地域はそういう方を、施設はいっぱいあいているんですね、空き家はいっぱいあるんですが、入所されるのが何らかの障害のある方ということで、ほとんど断られるというような話を聞き及びました。今、松村議員さんがおっしゃっている地域でしっかりサポートするような体制が望ましいんじゃないかという御提言です。私もそのように理解しております。それにしましても、施設は確かに必要だと思います。親なき後のそうした不自由を背負った人たちが、安心して人生が送れるように、私自身、基礎自治体の長として献身してまいりたいと、そのような決意しております。

残余は担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 障害のある方、あるいは保護者の方からの相談・支援ということで、現在、障害者生活支援センターこひつじの方から週2回相談員さんをお招きしております。週2回と言いますものの、ほぼ毎日のようにお世話になっておりました。そういった中でいろんなニーズでありますとか、お悩みごとをお伺いする中で、今も出ておりますけれども、グループホームとケアホームというものに関しましては、施設ということよりも、いわば地元に近い家という考え方でございまして、先ほども町長の方から答弁がありました入院中の精神障害者の方とか、あるいは施設、長期の2施設に入所をされている方が地元に戻ってきやすい近所の施設というか家ということでグループホーム、ケアホームについて整備について支援を継続してしていきたいというように町長が申し上げたところでございますので、町としてもまずはやはりそういった地元に近い形で生活していただけるようなケアホームなりグループホームにつきましましては、圏域、特に南丹圏域のそれぞれの事業所さんにもお話を聞きしたりさせていただいておりますし、支援の可能性について今後も協力して探っていききたいなというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西山和樹君） 松村君。

○12番（松村篤郎君） 私も大変今保健福祉課なり社協の方々が、そういった方々の相談を受けて、表に出ない大変苦勞されていると知ったところでございます。そういったところで我々に何ができるかというのは、みんなが考えていかなければならない、そういった思いをさせていただいております。

それでは、次に共同作業所の現状と今後について少しお尋ねしたいと思います。

京丹波町共同作業所は、京丹波町社会福祉協議会が管理運営されておるということを知っておりまして、定員は60人だとお聞きしております。ところが、今現在、入所が49名と伺っておりますが、町内の所在地別に共同作業所が3か所ありまして、身体障害者、知的障害者あるいは精神的な障害を持つ方が入所対象とされております。

それぞれの作業所で障害別の入所者は何名なのか、また、それぞれ定員や条件があるのかどうか、そして、今後、入所者の見通しとしまして、地域住民と障害者への理解を深めるためにはどのような取り組みを、先ほども少しお伺いしましたが、されるのかももう一度お伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） このことについても詳細、また、担当課から説明させますが、共同作業所の本・支所別や、障害別の定員は設定しておりません。就労に必要な知識、能力の向上

を図るための訓練を提供する就労継続支援で42名、身体機能や生活能力の向上のための支援を行う生活介護で18名の定員を設けております。本人や保護者の相談支援を行う中で、共同作業所への通所ニーズがある場合には、作業所との調整を行いまして、通所の決定をいたしております。

今後の通所者の見通しとしましては、本年度に南丹管内特別支援学校から9名の卒業が見込まれておりますが、進路先としましては共同作業を含め決定していない状況にあります。

今後におきましても、積極的な相談・支援のもと、日中活動あるいは社会参加の場として通所支援を行うとともに、障害のある方への理解を更に深めるために、あらゆる機会を通じ、町民への啓発を引き続き推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 12月1日現在におきまして、京丹波町の共同作業所本・支所に通所されている人数につきまして御報告を申し上げたいというふうに思います。

なお、先ほど町長が申しあげました就労継続支援あるいは生活介護という福祉サービスの区分ごとの人数ということでお断りを申し上げます。まず、丹波本所就労継続支援17名、生活介護7名、計24名、瑞穂支所が就労継続支援9名、生活介護2名の計11名、和知支所が就労継続支援12名、生活介護3名の15名、12月1日現在といたしましては、1名増えておりまして、全体で50名ということで通所をいただいておりますので御報告を申し上げます。

○議長（西山和樹君） 松村君。

○12番（松村篤郎君） 入所者の通所状況についてちょっとお尋ねしたいんですが、みんなそれぞれ作業所へ通所は、施設からの通所とか自宅からの通所等あると思うんですが、共同作業所が送迎されているのは何名あるのか、また、家族が送迎されている方、また徒歩、路線バスを利用して通所されているのはどれぐらいあるのかお尋ねいたします。もしわからなければ後ほどで結構です。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 今把握しておりますのが、公共交通機関で通所されておる方ということで、丹波本所で2名、和知支所で3名ということでございますので、その方以外に関しましては恐らくバス、あるいは徒歩等で通所されているということであろうかと思えます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 松村君。

○12番（松村篤郎君） 家族の送迎の方はないんですか。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 現状におきましてちょっと把握をしておりませんので、申し訳ございません。後ほど御報告申し上げたいなというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 松村君。

○12番（松村篤郎君） ありがとうございました。

それでは、3点目、最後の質問に入らせていただきます。

サービス事業者との連携についてでございますが、障害福祉サービス事業につきましては、行政直轄でなく、ほとんどサービス事業者の方が営業運営をされているということになっておりますが、京丹波町では社会福祉協議会ほか、桜梅会、わち福祉会、クローバーサービスに役割を果たしていただいているということでございますが、南丹市や亀岡市に比較しますと、非常に少ない状態だと思うんです。施設の整備拡充をするためにはサービス事業者との広域的な連携や事業参入によって進められることがあろうかと思うんですが、今後どのようにサービス事業者との連携を進めていかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） サービス事業所との連携につきましては、京丹波町、あるいは南丹市及び亀岡市の行政関係者、教育関係者及びサービス事業所相談支援関係者による広域的な相談支援のネットワークに参画いたしまして、障害者就業・支援センターの設立、あるいはアートクリエイティブ事業として共同作業所等の自主製品の製造販売など、南丹圏域独自の事業を展開してきたところでございます。

今後につきましても、町内はもとより、南丹圏域の事業所との連携を深めまして、障害のある方が可能な限り地域で普通に自立した生活を送っていただけるよう事業所への支援を推進し、必要なサービスの確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 松村君。

○12番（松村篤郎君） 今の御答弁で一応納得はするわけではありますが、サービス事業者が京丹波町においては先ほどの4事業者、南丹市では10の事業者、また亀岡市におきましては13の事業者があると認識しておるんですが、京丹波町として今の状況でサービスが行き届いているとお考えになっているのか、もう一度確認させていただいて質問を終わらせていただきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えをしておきます。現状でサービスが滞っていることはないという認識ではありますが、更に調査しまして、必要であればもちろん設置していくということに

なるかと思えます。

○議長（西山和樹君） 松村君。

○12番（松村篤郎君） ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これで松村篤郎君の一般質問を終了いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、明日に再開いたしますので、定刻までに御参集ください。

本日は、御苦勞さまでございました。

散会 午後 4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山和樹

〃 署名議員 村山良夫

〃 署名議員 山内武夫